

平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会

平成29年9月27日 開 会

平成29年9月28日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月27日（水）〕	7
議案第13号から認定第5号まで6件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第13号、認定第1号から認定第3号、認定第5号	
事務局長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
議案第13号から認定第5号まで6件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月28日（木）〕	31
一般質問	
議案第13号から認定第5号まで6件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	69

諏訪広域連合告示第29号

平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年9月20日

諏訪広域連合
広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成29年9月27日（水） 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
9月27日 (水)	12:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 議案審査
	17:00		
9月28日 (木)	10:00	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席		議 席	
1 番	林 元 夫	2 番	金 井 敬 子
3 番	宮 坂 徹	4 番	増 澤 義 治
5 番	牛 山 智 明	6 番	小 松 孝一郎
7 番	金 子 喜 彦	8 番	廻 本 多都子
9 番	矢 島 昌 彦	1 0 番	小 林 庄三郎
1 1 番	小 池 賢 保	1 2 番	望 月 克 治
1 3 番	北 沢 千登勢	1 4 番	伊 藤 玲 子
1 5 番	両 角 昌 英	1 6 番	武 井 富美男
1 7 番	今 井 秀 実	1 8 番	笠 原 順 子
1 9 番	共 田 武 史	2 0 番	八 木 敏 郎
2 1 番	小 池 勇	2 2 番	五 味 平 一

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

認定第1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

5人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成29年9月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	望月克治 (茅野市)	地域包括ケアシステムについて
2	廻本多都子 (諏訪市)	介護保険制度について 1. 第6期の介護保険制度の改定での影響 (1) 特養施設の現状及び待機者の数 (2) 施設の2割負担と要介護3 (3) 保険料と滞納 2. 地域支援事業の現況 (1) 各市町村での事業の進捗状況 (2) 問題点は
3	今井秀実 (岡谷市)	救護施設八ヶ岳寮の安全・安心の確保について (1) 八ヶ岳寮の役割と入居者の現状 (2) 安全・安心をめぐる現状と課題 (3) 職員配置体制の充実等、安全・安心の確保策
4	金井敬子 (下諏訪町)	介護保険制度について (1) 「高齢者等実態調査」からみえる第7期介護保険事業計画策定に向けての課題について (2) 保険給付費と介護保険料について (3) 福祉用具購入や住宅改修に関わる償還払いの改善について

順 序	氏 名	通 告 内 容
5	小松孝一郎 (諏訪市)	広域連合内の各市町村が行う計画等の策定実施や課題解決における連携協力について (1) 現在、広域についての業務は6市町村が一致しなければ推進することは難しい。事業業務によっては広域内の2～5の自治体が連携協力した方が良い場合がある。2～5の市町村が協力して計画や特定プロジェクトを調査・研究・検討するときに、諏訪広域連合は事務・調整の受け皿となり得るか。 (2) 広域内の連携協力の進め方をどのように考えているか。

平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月27日（水）

午後 1時39分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 認定第 1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第 8
- 議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）から認定第5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで6件一括議題
- 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
- 議案第13号及び認定第1号から認定第3号並びに認定第5号 事務局長補足説明
- 認定第4号 消防長補足説明
- 議案第13号から認定第5号まで6件各質疑
- 認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託
- 議案第13号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

○出席議員（22名）

議 席

1 番	林 元 夫
3 番	宮 坂 徹
5 番	牛 山 智 明
7 番	金 子 喜 彦
9 番	矢 島 昌 彦
1 1 番	小 池 賢 保
1 3 番	北 沢 千登勢
1 5 番	両 角 昌 英
1 7 番	今 井 秀 実
1 9 番	共 田 武 史
2 1 番	小 池 勇

議 席

2 番	金 井 敬 子
4 番	増 澤 義 治
6 番	小 松 孝一郎
8 番	廻 本 多都子
1 0 番	小 林 庄三郎
1 2 番	望 月 克 治
1 4 番	伊 藤 玲 子
1 6 番	武 井 富美男
1 8 番	笠 原 順 子
2 0 番	八 木 敏 郎
2 2 番	五 味 平 一

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子ゆかり	副広域連合長	今井竜五
副広域連合長	柳平千代一	副広域連合長	青木 悟
副広域連合長	名取重治	副広域連合長	五味武雄
監査委員	樋口繁次	事務局長	松崎 寛
会計管理者	藤森一彦	企画総務課長	林 直典
情報政策課長	永田賢二	介護保険課長	小池博幸
八ヶ岳寮寮長	牛尼淳夫	消防長	宮坂浩一
消防次長兼総務課長	仲井宏人	岡谷市広域担当課長	岡本典幸
諏訪市広域担当課長	前田孝之	茅野市広域担当課長	小平雅文
下諏訪町広域担当課長	伊藤俊幸	富士見町広域担当課長	伊藤一成
原村広域担当課長	宮坂道彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前澤由美子	企画総務課総務係長	森井 潤
書記	宮坂香織		

平成29年9月27日(水)

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時39分

散会 午後 3時15分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時39分

両角昌英議長 ただいまから平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時40分

両角昌英議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

○日程第 1

会議録署名議員の指名

両角昌英議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番金井敬子議員、21番小池勇議員を指名いたします。

○日程第 2

会期の決定

両角昌英議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月28日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

○日程第 3

議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

○日程第 4

認定第 1 号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 2 号 平成28年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定
について

○日程第 6

認定第 3 号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 4 号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

○日程第 8

認定第 5 号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入
歳出決算認定について

両角昌英議長 日程第3 議案第13号から日程第8 認定第5号までの6件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 皆さん、こんにちは。本日、ここに平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会を
招集いたしましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございます。
た。

本定例会には、補正予算1件及び平成28年度一般会計、特別会計の決算認定5件の合わせて6件を
提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、平成2
8年度の決算確定に伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金に対する介護給付費等超過交付返還金と、
社会保障・税番号システム整備に伴う介護保険業務電算委託料の支払いのため、9,286万5,00
0円の補正を行うもので、財源といたしましては関係市町村負担金及び決算確定に伴う国庫補助金、支
払基金交付金追加交付金並びに繰越金を充てるものです。

次に、認定第1号から認定第5号の平成28年度決算認定議案について御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計であります。歳入決算額2億9,731万3,847円に対し、歳出
決算額は2億3,709万1,348円で、差引残額は6,022万2,499円となっております。

次に、認定第2号 救護施設ハヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億1,871万8,5
25円に対し、歳出決算額3億8,027万2,202円で、差引残額は3,844万6,323円と
なっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額181億5,391万9,229
円に対し、歳出決算額は176億9,729万8,412円で、差引残額は4億5,662万817円
となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額23億2,209万6,09

2円に対し、歳出決算額21億2,059万8,175円で、差引残額は2億149万7,917円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,251万8,947円に対し、歳出決算額1,546万5,064円で、差引残額は705万3,883円となっております。

以上が決算額の概要でございますが、平成28年度を振り返ってみますと、一般会計では第4期となる平成29年度から5カ年の広域計画の策定、システム強靱化によるセキュリティ対策、介護保険利用者の負担軽減等の介護保険関連事業を行いました。また、広域住民の生命、健康を守るため、休日夜間の救急医療を確保すべく、病院群輪番制運営費補助事業を引き続き実施するとともに、諏訪地区小児夜間急病センター事業を実施し、地域の小児医療に貢献をいたしました。

次に、救護施設ハヶ岳寮につきましては、年度末の入寮者数は130名であります。利用者の高齢化、身体機能低下に対応するため、和室から洋室への改修やエアコン設置を順次行い、居住環境の改善を図りました。

次に、介護保険であります。保険給付につきましては認定者数の増加やサービス利用者の重度化などにより、年々増加はしておりますが、これまでの給付費の著しい上昇傾向に若干の落ちつきが見られるようになり、昨年に引き続き当該年度の計画給付費をやや下回る給付実績となりました。

事業の状況ですが、第1号被保険者は6万2,373人、そのうち介護認定を受けている被保険者が1万518人で、出現率は16.9%となっております。サービスの利用人数は前年度比10.2%の増、保険給付総額は前年度比0.2%の減でありました。利用状況は居宅サービス利用が64.0%、地域密着型サービス利用が16.6%、施設サービス利用が16.5%、未利用者は2.9%であります。

また、利用者1人当たりの月額保険給付費は、居宅サービス利用が約9万4,000円、地域密着型サービス利用が約14万9,000円、施設サービス利用が約26万6,000円、介護サービス利用者1人当たりの平均では約13万5,000円となっております。

次に、広域消防関係では、平成28年度中における圏域内の火災件数は69件、救急出動件数は9,104件でありました。真の広域消防として2年目を迎え、新体制の問題点や課題を検討、協議し、消防事務の効率的な推進及び複雑かつ大規模化する災害への体制強化を図りました。また、年々増加する救急業務に対応するため、救急救命士のスキルアップを図ったほか、高規格救急車及び救急資機材を更新整備し、救急体制の充実強化を図りました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用し地域振興事業に取り組んでおりますが、平成28年度も婚活支援事業として圏域の未婚者の出会いの機会を提供するため、前年度より1回ふやし4回のイベントを開催いたしました。また、御柱祭開催年度における広域観光調査を行い、経済波及効果や広域観光の課題や方向性を調査し、広域行政研修会で報告をいたしました。その他、気象警報や地震震度情報等を自動で音声割り込みすることができるLCV-FM音声情報放送施設の整備をいたしました。

以上、提案をいたしました各議案について御説明をいたしました但、細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたします。

以上申し上げまして、開会に当たつての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

両角昌英議長 事務局長。

松崎寛事務局長 それでは私から、議案第13号及び認定第1号から3号までと認定第5号について補足説明をさせていただき、その後認定第4号について消防長から補足説明をいたします。

最初に、議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、予算書1ページをごらんください。

第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,286万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ190億4,261万8,000円とするものでございます。この補正予算の概要については、先ほど連合長より説明いたしましたとおりです。

予算の内訳につきまして、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

まず、歳入であります。2款1項1目関係市町村負担金につきましては、社会保障・税番号システム整備事業費の3分の1を占める一般財源分として、関係市町村に66万8,000円の負担をお願いすべく補正するものであります。

4款2項2目地域支援事業交付金につきましては、平成28年度の地域支援事業の精算により、追加交付されることとなった介護予防事業交付金723万1,000円の補正をするものです。

4款2項3目地域支援事業交付金につきましては、平成28年度の地域支援事業の精算により、追加交付されることとなった包括的支援事業、任意事業交付金603万3,000円の補正をするものです。

4款2項4目介護保険事業費補助金は、社会保障・税番号システム整備について、国より事業費の3分の2が補助されるため、133万6,000円を補正するものであります。

5款1項2目地域支援事業交付金につきましては、4款が国庫支出金にかかわるものであったのに対し、支払基金からの地域支援事業交付金で、平成28年度の地域支援事業の精算により追加交付されることとなった806万7,000円の補正をするものです。

9款1項1目繰越金は6,953万円で、以上の歳入補正ではなお国庫負担金、県費、及び支払基金交付金の超過交付分返還金に不足するため、所要額を繰越金で措置するものです。

12ページをお願いします。歳出であります。

1款1項1目一般管理費の200万4,000円は、社会保障・税番号システム整備事業費を増額補正するものであります。

7款1項4目償還金の9,086万2,000円は、平成28年度の保険給付費の精算による、国庫、県費及び支払基金の超過交付分を返還するため、また、低所得者に対する保険料軽減分の精算による国庫補助金の返還と地域支援事業の精算による県費の返還をするため、償還金を増額補正するものであります。なお、支払基金の超過交付分の返還期限が10月となっておりますので、今回補正をお願いいたしました。

以上、議案第13号につきまして説明申し上げます。

続きまして、認定第1号 平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。なお、認定議案につきましては議案内容が相当量に上るため、金額が些少のものや特段の説明を要しないと思われるものについては、説明を割愛させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

それでは、歳入歳出の科目別内訳につきまして、決算書の事項別明細書により説明いたします。

まず歳入について、11、12ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額1億9,508万3,285円で、収入率は97.2%であります。内容は1節経常経費負担金、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金、3節小児夜間急病センター事業負担金、4節防災啓発共同事業負担金、5節は高齢者福祉事業経費負担金で、これは介護保険事業における低所得者等への支援措置にかかわるものです。6節は障害者福祉事業経費負担金で、障害支援区分審査会の運営にかかわるものです。なお、負担割合は規約で定められており、1節経常経費負担金及び3節小児夜間急病センター事業負担金から6節障害者福祉事業経費負担金までは、均等割20%、人口割80%となっております。また、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は、人口割100%となっております。

5節高齢者福祉事業経費負担金の収入済額が予算額を大きく下回っておりますが、これは前年度からの繰越金を市町村負担金で調整したことによるものです。

次に、2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、収入済額1,049万9,910円で、収入率は70.0%であります。これは低所得者の保険料軽減にかかわる国庫負担金で、実績に基づき軽減額の2分の1が交付されるものです。

3款県支出金は、収入済額707万5,942円で、収入率は74.6%であります。このうち1項2目民生費県補助金1節介護保険関連事業費補助金は収入済額15万5,000円で、これはサービス利用者に対する負担助成の実績に応じ交付されるものです。

また、同項3目衛生費県補助金2節小児初期救急医療体制整備事業補助金は収入済額167万5,000円で、小児夜間急病センター運営に対する県の補助金であります。

また、2項1目介護保険関係負担金は収入済額524万5,942円で、低所得者の保険料軽減額の4分の1が交付されるものです。

13、14ページをお願いいたします。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は16万3,737円で、収入率は24.1%、総合福祉基金の利子であります。

5款繰入金2項5目総合福祉基金繰入金は収入額がありませんが、これは恋月荘への派遣職員が減ったため広域連合負担分が減り、繰入金が不要となったものです。

6款繰越金1項1目繰越金は収入済額4,129万8,620円となっております。

7款諸収入2項1目雑入は収入済額4,318万9,842円で、主なものは、株式会社諏訪広域総合情報センタ派遣職員人件費の派遣先負担金、厚生連恋月荘派遣職員人件費の派遣先負担分及び小児夜

間急病センターの指定管理者が負担する施設等使用料です。

以上、歳入合計は収入済額2億9,731万3,847円で、収入率は107.8%となっております。

次に歳出ですが、15、16ページをお願いいたします。

1款議会費は支出済額67万7,007円で、執行率は68.6%となっております。

2款総務費は支出済額1億4,946万522円で、執行率は88.5%、不用額は1,940万2,478円であります。これは17、18ページの福祉連携費―福祉連携費といいますのは、恋月荘の職員人件費にかかわる費目でございますけれども、これについて不用が生じたものです。

次に19、20ページをお願いいたします。

3款民生費は支出済額3,378万429円で、執行率は71.9%であります。主なものは1項1目高齢者福祉費の支出済額が2,381万4,477円で、これは特に低所得者に配慮した介護保険利用料の軽減事業の経費です。不用額1,231万4,523円は、社会福祉法人等による減免補助事業等の実績が、見込みより少なかったことによるものです。

2目障害者福祉費は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会にかかわる委員報酬、職員人件費等の経費で、支出済額は996万5,952円となっております。本年度の障害支援区分審査会は24回開催し、299件の審査判定を行っております。

次に、21、22ページをお願いいたします。

4款衛生費は支出済額5,317万3,390円で、執行率は90.9%となっております。これは病院群輪番制病院運営費補助事業と小児夜間急病センター事業費にかかわるものです。不用額534万610円の主なものは、1項2目小児夜間急病センター事業費で534万200円が不用となっております。これは、当初予算見込みより利用患者数が多かったことにより、指定管理者の医業収益がふえ、委託料を精算した結果、不用額となったものであります。

6款予備費ですが、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は支出済額2億3,709万1,348円で、執行率は86.0%であります。

続いて、23ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は6,022万2,499円となっております。

24ページは、財産に関する調書です。

公有財産、物品とも増減はありません。

3番の基金ですが、四つの基金について決算年度末現在高は、利子分が増となっております。平成28年度から一般会計、八ヶ岳寮特別会計、介護保険特別会計所管の各基金を一括して運用し、収入の確保と事務の効率化を図っております。一括運用基金の内訳は記載のとおりで、決算年度末現在高は12億5,595万5,000円となっております。

以上が、一般会計でございます。

続きまして、認定第2号 平成28年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いた

します。

まず歳入ですが、決算書の事項別明細書33、34ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、1目関係市町村負担金と2目民生費負担金で、収入済額2億9,573万5,623円で、収入率は101.1%であります。民生費負担金は、入所者にかかわる措置市町村―措置市町村というのは入所させた市町村という意味ですけれども、入所させた市町村の事務費負担金及び生活費負担金です。

3款県支出金は、収入済額8,206万3,181円で、収入率は106.0%であります。民生費県負担金は、入所者にかかわる県の事務費負担金及び生活費負担金ですが、対予算で増となったのは入寮者がふえたこと及び施設事務費の増額改定がなされたことによるものです。

4款財産収入は利子及び配当金で、八ヶ岳寮基金及び八ヶ岳寮退職手当準備積立基金、八ヶ岳寮福祉基金の利子収入が8万2,866円となりました。

5款寄附金はありませんでした。

6款繰入金は、定年退職者1名に対する市町村総合事務組合からの退職金支払いにかかわる特別負担金に充てるため、八ヶ岳寮退職手当準備積立基金から1,035万5,893円を繰り入れたものです。次に35、36ページをお願いいたします。

7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金が2,646万9,412円となっております。

8款諸収入は1項1目預金利子及び2項1目雑入を合わせて401万1,550円で、収入率109.1%であります。雑入の主なものは職員給食費の実費徴収金で、対予算で増となったのは、利用者作業賃金がふえたことによるものです。

以上、歳入合計は収入済額4億1,871万8,525円で、収入率は102.0%となっております。

次に歳出ですが、37、38ページをお願いいたします。

2款民生費1項1目施設管理費は支出済額2億4,797万1,425円で、執行率は93.2%であります。主な支出は12人分の非常勤職員報酬、22人分の給料・手当等にかかわる職員人件費、施設を維持運営するための需用費や役務費、調理業務委託などの委託料、備品購入費、八ヶ岳寮基金積立金などとなっております。

主な不用額は、職員育休等に伴う人件費の減によるものと、11節需用費の減は節減によるもの、12節役務費の手数料の減は、建築基準法の改正により、予定していた建物検査が翌年に繰り越されたことによるもの、13節委託料の減は、除雪回数が少なかったことによるものであります。

39、40ページをお願いいたします。

2目施設事業費は入寮者の直接処遇にかかわる経費となります。支出済額は8,903万9,003円で、執行率は88.8%であります。

主な支出は入寮者にかかわる賄材料費など各種の需用費、入寮者の健康診断や予防接種などの各種役務費、入寮者用の備品購入費、入寮者が入院した際に支給される入院日用品費等の扶助費などとなっております。主な不用額は灯油価格低下に伴う燃料費、光熱水費の減により需用費で不用が出たほか、利

用者のレントゲン撮影及び心電図検査が日常の受診の際に行われたため、役務費の手数料、委託料に不用が出ております。

3款公債費は支出済額4,326万1,774円で、過去の施設建設にかかわる元利償還金であります。

4款予備費の執行はありませんでした。

続いて、41、42ページをごらんください。

歳出合計は支出済額3億8,027万2,202円で、執行率は92.6%となりました。

43ページの実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は3,844万6,323円となっております。

44ページは財産に関する調書です。公有財産及び物品については増減はございません。基金ですが、八ヶ岳寮基金は将来にわたる施設の大規模修繕や大型備品の購入に充てる基金です。期間中の増減は前年度繰越金分と利子の積み立て分で1,422万3,000円の増となり、年度末現在高は1億8,079万4,000円となっております。退職手当準備積立基金は職員の退職手当に充てる基金ですが、期間中の増減については退職者1名分の取り崩し等により1,032万9,000円の減となっており、年度末現在高は5,609万7,000円となっております。八ヶ岳寮福祉基金は恋月荘福祉基金から八ヶ岳寮福祉基金へ移行したもので、期間中の増減は利子分のみ、年度末現在高は585万9,000円となっております。

以上が、八ヶ岳寮特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第3号 平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入歳出について事項別明細書で御説明いたします。57、58ページをお開きください。

歳入でございます。

1款保険料ですが、収入済額40億6,281万7,420円で、収入率は102.4%です。収入額の内容は、現年度保険料のうち、年金から天引きとなる特別徴収が37億8,998万3,780円で、収納率は100%。みずから納付をお願いする普通徴収は2億5,987万4,080円で、収納率は90.2%となっております。

普通徴収における収入未済額は2,819万8,910円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成27年度以前の保険料滞納繰越分は、調定額で6,705万6,470円、このうち収入済額は1,295万9,660円で、収納率は19.3%となりました。徴収権の消滅により1,360万7,420円を年度末に不納欠損とし、残り4,048万9,490円を滞納繰越として翌年度に繰り越しました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは関係市町村負担金で、四つの節の合計が24億207万4,967円、収入率は97.0%となりました。内訳は保険給付費関係負担金が実際に要した保険給付費に応じて負担いただくもので、20億5,103万3,080円。地域支援事業関係負担金は介護予防を目的とした地域支援事業費を市町村が負担するもので、1億608万4,000円。事務費関係負担金につきましては2億3,971万1,944円。低所得者の保険料軽減関係負担金につきましては

は524万5,943円となっております。

次に、4款国庫支出金は収入済額39億7,469万2,800円で、収入率は98.1%です。1項の国庫負担金は居宅サービス給付費の20%分と、施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は29億7,926万9,008円となっており、これは概算払いで精算は翌年度に行われます。

59、60ページをお願いいたします。2項国庫補助金は収入済額9億9,542万3,792円となっております。1目の保険給付費に対する調整交付金が7億9,062万5,000円、2目と3目の地域支援事業交付金の合計は2億79万2,792円であります。4目の介護保険事業費補助金は番号制の施行に伴うシステム改修費に対する補助で、400万6,000円であります。

5款支払基金交付金は、1目が第2号被保険者保険料分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費の28%に相当する46億3,400万円が交付されました。また2目は、同じく第2号被保険者保険料分として地域支援事業費用のうち介護予防事業の28%が交付されるもので、5,326万240円が交付されました。

次の6款県支出金は、収入済額25億506万626円、収入率は97.9%でございます。1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と、施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、収入済額23億9,948万991円となっており、これは概算払いで翌年度精算が行われます。

61、62ページをお願いします。2項の県補助金1億557万9,635円は、地域支援事業に対する補助金であります。

8款繰入金の1項一般会計繰入金は、低所得者の保険料軽減のための経費として、一般会計から1,574万5,852円を繰り入れたものでございます。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰り入れで、予算計上額と同額の4,183万3,000円を繰り入れたものでございます。

以上、歳入合計は181億5,391万9,229円で、収入率は100.1%となりました。

続きまして65、66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、支出済額合計が1億5,712万5,042円で、執行率94.1%でございます。

67、68ページをお願いいたします。2項徴収費1目賦課徴収費は、支出済額2,021万6,964円でございます。

3項介護認定費の1目介護認定審査会費は介護認定審査会に要する経費で、2,054万6,247円でございます。

また、同項2目認定調査等費は認定調査に要する経費で、支出済額5,215万3,410円となりました。

次に、69、70ページをお願いいたします。2款保険給付費ですが、支出済額164億1,620万4,473円で、執行率は97.6%でございます。保険給付費は要介護1以上の要介護者に対する

給付と要支援１・２の要支援者に対する給付の二つに分かれており、１項介護サービス等諸費は要介護者に対する給付にかかわるもので、支出済額１４８億２，２４２万４，３２１円となっております。

なお、目で特例と冠せられた費目が幾つもございますが、これは要介護認定の効力が生じる前に緊急にサービスを受けたときに支給される費用のことで、サービス利用者はまず全額を事業者支払い、その後保険者に申請し、サービス費の９割が戻ってくるという償還払い方式で利用料を支払うことです。

７１、７２ページをお願いいたします。２項の介護予防サービス等諸費は要支援者に対する給付にかかわるもので、支出済額７億７２１万１，０５８円となっております。

続きまして、７３、７４ページをお願いいたします。３項その他諸費は、保険給付を行うに当たり、請求の点検、審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に委託しており、その審査支払いにかかわる手数料で、支出済額は１，５２４万３，５０２円となっております。

４項高額介護サービス等費は利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、支出済額２億９，３６８万３，５６１円でございます。

５項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した１年間の利用者負担金から、既に支給された高額サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超える額について介護保険と医療保険で按分してそれぞれの保険者が支給するもので、支出済額は３，９４６万５，３７５円となっております。

続いて７５、７６ページをお願いいたします。６項特定入所者介護サービス等費は、施設に入所する低所得者の食費、居住費の自己負担額について収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は５億３，８１７万６，６５６円となっております。

４款基金積立金１項基金積立金１目介護給付費準備基金積立金は、平成２７年度の繰越金のうち基金積み立て可能分と基金の利息を合わせた２億２，２９０万５，０７１円を積み立てました。

５款地域支援事業費は支出済額５億９，４３３万１，２６０円で、執行率は９５．７％でございます。

７５、７６ページ下段から７７、７８ページをお願いいたします。地域支援事業は介護予防事業と包括的支援事業・任意事業からなり、介護予防事業は２次予防事業と１次予防事業などに分けられ、２次予防は要支援状態になるおそれのある者に対し、また、１次予防はより元気な高齢者を対象に行われています。

包括的支援事業・任意事業は包括的支援事業と任意事業に分けられ、包括的支援事業では要支援者に対するケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントや広範な相談支援が行われ、任意事業では家族介護者支援や配食サービス等が行われています。

なお、地域支援事業は広域連合では直接行わず、１次予防及び２次予防などの任意事業の一部は６市町村に、また包括的支援事業は六つの地域包括支援センターに委託して実施しております。

７款諸支出金は支出済額２億１，３８１万５，９４５円、執行率９８．７％でございます。

１項４目償還金は、平成２７年度に支払われた介護給付費に対する国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により生じた超過交付分２億１，１６７万９，７４５円を返還したものでございます。

以上、歳出合計は支出済額176億9,729万8,412円となり、執行率は97.6%となっております。

次に、81ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は歳入総額以下記載のとおりで、実質収支額は4億5,662万817円となりました。

82ページの財産に関する調書ですが、1の物品については決算年度中の増減はございませんでした。2の基金の介護給付費準備基金は保険給付費が不足したときに取り崩し、支出に充てていく費用となります。本年度は前年度末現在高5億9,980万円に対し、当初予算計上額の4,183万3,000円を予定どおり取り崩す一方、平成27年度の繰越金のうち積み立て可能額2億2,231万2,000万円と基金利子等の59万3,000円を積み立てたため、差し引き1億8,107万2,000円の増となり、決算年度末現在高は7億8,087万2,000円となっております。

以上が、介護保険特別会計の説明でございます。

続きまして、認定第5号 平成28年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

事項別明細書による御説明を申し上げます。112、113ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は収入済額1,394万5,202円で、諏訪地域ふるさと振興基金利子でございます。

3款繰越金は収入済額857万3,433円でございます。

4款諸収入は1項1目預金利子312円でございます。

以上、歳入合計は2,251万8,947円で、収入率は139.2%となっております。

次に、歳出でございます。114ページ、115ページをごらんください。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,546万5,064円でございます。この目の事業といたしましては、平成23年度からの継続事業であります婚活支援事業について、平成28年度はミドルエイジ部門を1回ふやし4回のイベントを開催いたしました。

さらに、LCV-FM放送を活用しての行政情報の発信を引き続き行うとともに、圏域内住民の方々の環境美化に対する意識の高揚を図るため、諏訪圏内公共施設に花の配布を行いました。

そのほか、気象警報や地震情報等を自動で音声割り込みすることができる、緊急災害時FM放送施設の整備をいたしました。

2款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は1,546万5,064円で、執行率は95.6%でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、116ページをお開きください。実質収支額は705万3,883円となりました。

次に、財産に関する調書でございますが、117ページをお願いいたします。ふるさと振興基金は利子を全て事業費に充当しているため、年度中の増減はありませんでした。

以上が、諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計の決算でございます。

私からの説明は以上です。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 それでは、私から認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。お手元の平成28年度諏訪広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算書83ページをごらんいただきたいと思います。

初めに歳入でございますが、1款から7款までの歳入総額は、予算現額22億4,258万3,000円に対し、収入済額は23億2,209万6,092円で、予算現額と比較し7,951万3,092円の増で、収入率は103.5%でございます。

次に85ページ、歳出でございます。

1款から3款までの歳出合計は、予算現額22億4,258万3,000円に対し、支出済額21億2,059万8,175円で、不用額の合計は1億2,198万4,825円となり、執行率は94.6%でございます。歳入歳出差引残額は2億149万7,917円でございます。

次に、歳入歳出の科目別の内訳につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。91ページ、92ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、1款分担金及び負担金は、関係市町村負担金でございまして、収入済額は21億3,292万4,548円で、収入率は99.9%でございます。

2款使用料及び手数料でございますが、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料及び火薬類の譲り渡し、譲り受けの許可並びに煙火の消費許可手数料等の消防手数料でございまして、収入済額200万1,150円で、収入率は100.1%でございます。

3款国庫支出金につきましては、更新のため岡谷消防署に配備いたしました災害対応特殊救急自動車の購入に伴う国庫補助金で、1,246万2,000円の収入でございます。

次に、4款県支出金でございますが、県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、収入済額は11万9,000円で、収入率は133.7%でございます。これは県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲り受け、消費許可及び液化石油ガス設備工事の届け出受理に関する事務でございます。

5款繰越金でございますが、収入済額は1億6,317万6,697円で、収入率は199.5%となっております。

93ページをごらんいただきたいと思います。6款諸収入につきましては、収入済額211万2,697円でございます。これは廃車いたしましたはしご車及び消防ポンプ車の売却や、本年3月5日に発生しました長野県消防防災ヘリコプター墜落事故に伴い、長野県消防防災航空隊へ職員を緊急派遣した人件費などによるものでございます。

7款連合債の収入済額は930万円で、収入率は37.5%でございます。これは、災害対応特殊救急自動車の購入のため、借入れを行ったものでございます。

歳入合計は収入済額23億2,209万6,092円で、収入率は103.5%でございます。

次に、歳出でございます。

95、96ページをごらんいただきたいと思います。

1款消防費1項総務管理費は、支出済額18億4,978万2,604円で、執行率は95.3%であり、不用額は9,101万8,396円でございます。不用額の主なものは、共済費において、職員共済組合の負担金追加費用が見込みより少なかったことによる減でございます。

2項1目常備消防費は、支出済額1億2,028万4,214円で、執行率は83.1%であり、不用額は2,439万7,786円でございます。不用額の主なものは光熱水費の減、また高圧ポンベの検査料が見込みより少なかったことによる減でございます。

次に97ページ、2項2目消防施設費でございますが、支出済額3,760万9,149円で、執行率は90.7%、不用額は383万5,851円となっております。不用額の主なものは、災害対応特殊救急自動車及び茅野消防署北部分署、西部分署にそれぞれ配備いたしました資機材搬送車購入の入札による減でございます。

2款公債費は、元金、利子合わせまして支出済額が1億1,292万2,208円で、執行率は99.4%でございます。

次に、101ページをお願いいたします。3款予備費でございますが、平成28年度は予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は21億2,059万8,175円で、執行率は94.6%となっております。不用額は1億2,198万4,825円でございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は2億149万7,917円でございます。

次の104ページをごらんいただきたいと思います。資産に関する調書でございます。

1の公有財産につきましては、お示しのとおりでございます。

2の物品のうち、決算年度中に増減のあったものにつきまして、新規購入車両及びそれに伴う廃車による増減、また、救急自動車積載の資機材について数値の整理をしたものでございます。

以上で、認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

両角昌英議長 ここで、監査委員から平成28年度決算の監査結果の報告を受けます。樋口監査委員。

樋口繁次監査委員 それでは、私から監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月29日、武井富美男監査委員とともに平成28年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

監査の結果につきましては、決算監査意見書としてお手元にお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。一般会計及び四つの特別会計につきまして、関係法令の準拠性、決算に計上された金額の正確性、予算執行の適正性及び財産運用の妥当性等を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査させていただきました。

いずれも正確、適正に処理されていることを認めましたので、ここに御報告申し上げます。

両角昌英議長 これより、議案第13号について質疑を行います。

議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 二、三聞きたいんですけども、まず12、13ページでシステムの変更をやってもらうのに200万円ちょっと。これは大体、介護保険って3年に1回いろいろ制度が変わったりするので、その辺のところで年1回のシステム変更のあれだけでいいのかなのかということ、あと償還金ですね、精算した場合に出てくる確定が9,000万円云々、これは毎年これくらい出るのか。また3月のときにまた補正がこういった形で出るのか。年間大体9,000万円ぐらいなのか、その辺のところを教えてください。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 廻本議員の御質問にお答えいたします。第1点目の委託料の関係でございますが、この委託料につきましては、平成28年度に一応盛ってある国と市町村、他保険者との個人情報の情報連携の關係の委託料になります。その關係で、今回補正をお願いした關係につきましては、情報連携のもとになるデータの標準レイアウトにつきまして、データの必要のない項目があることや不用なデータの項目があるなど、番号法上連携が認められない項目が判明したといったことでございます。それに伴いまして、平成30年度に向けた改定版のデータ、そういったレイアウトができてきたといったことで、そういったレイアウトのための改修費用が必要になるといったものになります。

それと、2点目の償還金の関係でございますが、償還金につきましては、国、県、市町村等で負担割合が決められております。毎年ことしの分は大体どれくらいになるかというのを見込んで、国へ申請等をするわけでございますけれども、そういった中の見込みのものにつきましては毎年精算をするといった關係になりますので、この額につきましては、そのときの申請状況によって異なっております。ですので、ことしは9,000万円ほどですけれども、来年以降ちょっと同じ金額になるかどうかということは、その年の申請状況によって異なりますので、その点御理解願いたいと思います。

以上でございます。

両角昌英議長 よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで五つの議案について、順次質疑を行います。

まず、認定第1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。今井秀実議員。

17番今井秀実議員 17番、今井秀実です。決算書の22ページですが、小児夜間急病センター事業費ということで、不用額が多くなっているのは、見込みより患者が多くなったためというような説明がありましたが、一方で成果説明書の10ページを見させていただくと、表があって、表の下に一日平均患者数7.78人、前年は7.95人ということで、前年よりは下回っているということで、この間子供

が減ってきているというようなことなどもあって、平均患者数が減少しているということを聞いておりますが、一方で小児科医の業務の大変さを解消するためというような重要な目的を持ってスタートしたこの事業ですが、医師の確保みたいなところを医師会に協力をいただきながらやっていると同時に、ちょっと足りない部分は信大のほうからの応援というような対応もしているというふうに聞いておりますが、その辺どんな課題があつて進んできたのかという部分についてお伺いしたいと思います。小児夜間急病センターがここで運営されているということは、この地域の子供を持つ親にとっては非常に大事なことだとは思っているのですが、課題もあると聞いておりますので、その辺ちょっとお教えいただきたいと思います。

両角昌英議長 企画総務課長。

林直典企画総務課長 それでは、今井議員の御質問に私のほうから答弁申し上げます。まず小児夜間急病センターの見込みよりも患者数が多かったということで不用額が生じたという部分でございますが、小児夜間急病センター運営医師会に指定管理として委託をしてございます。その運営、指定管理者の予算の中では年間の患者数、見込額が昨年最終的には2,839人であったんですけども、運営医師会のほうの予算上では2,650人ほどの患者数の見込みを立てておりました。そんな関係で実際の患者数のほうが多かったということで不用額が生じて、その分を返戻をさせていただいたという結果でございます。

そして、患者数の状況でございますが、ここも確かに毎年毎年減少をしておる状態でございます。平成27年度、平成28年度を比べると、2%ほど減となっておるところでございます。この2%につきましては、諏訪地域の年少人口がやはり約2%減少しておりますので、人口の減と患者数の減とはほぼ同じというような状況でございます。ただ、患者数につきましては、その年度年度におきまして流行性疾患、インフルエンザ等の発生状況の影響によっても利用者数に大きな影響が出るところでございます。

小児夜間がここ10年経過したわけでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、岡谷市、諏訪市、諏訪郡、3医師会の小児科医あるいは内科医の先生方も含めますけれども、その先生方プラス信州大学にもお願いをいたしまして、今のところ約90人ほどですか、先生方に登録をさせていただきまして、その中でローテーションを組みまして診療をしていただいております。そうは言っても、当初スタート時におられました諏訪圏域内の3医師会の先生方がほとんどそのまま継続というような状況でございますので、10歳年をとってきているというような状況がございます。本当に新たな小児科の開業医というものがほとんどいないということで、実際のところ先生方もお年を召してきたところがあるものですから、大変だという部分がございます。そのような状況ではございますが、信州大学を初めまして、あと基幹病院の先生方の協力を得ながら、小児夜間急病センターの運営をしてみたいということでございます。

以上でございます。

両角昌英議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 成果説明書の11ページにちょっと内容が書いてあるんですけども、ちょっとそこら辺で。丸の四つ目ですけども、居宅訓練をしてから地域に復帰をしたのが1名。あと地域のセーフティーネットとして生活保護受給者3名を一時的に保護して、そのうち2名が社会復帰をしたという。先ほどの説明だと、大体130名入所されている中で、一桁の方が社会復帰をした。そういう中で決算書を見ると、決算書の38ページで非常勤職員の報酬、嘱託医の報酬と職員22名、30名足らずの中で、こういう大変な方たちを事故のないように社会復帰するために孤軍奮闘ではないですけども、奮闘されているんですけども、高齢化も伴って大変だという、医療も必要になってきているという中で、今現在のこの八ヶ岳寮の状況と課題ではないですけども、その辺のところをつかんでいればお教え願いたいと思います。

両角昌英議長 八ヶ岳寮寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長 ただいまの廻本議員の御質問についてお答えをいたします。

まず最初に、地域復帰の状況なんですけれども、確かに利用者約130名を預かっている中で、昨年度の実績といたしましては、居宅訓練事業というものを通じて地域復帰された方が1名いるということで、これもそのときですね、利用者さんの入所状況、更生の状況によってもですね、そういった事業にすぐに進める方がいるかどうかということにもよりますので、平成25年度から地域移行を進めるための居宅生活訓練事業を行っておりますけれども、本年度直近の現在では7名の方が地域移行を果たしているということで、全体数からいくと確かに一桁ということでもありますけれども、その中でも地域移行を目指せる方というのはごく一握りと、その方たちのうち実際に地域移行の実現がかなうのは、やはりこのくらいの人数になってくるというような状況です。

あと、施設職員三十数名という、非常勤も含む中でやっている中での課題ということでございますけれども、やはり利用者さんの状態像ですね、障がい者に限らず、アルコール依存とかいろんな障がい、生活障がいを持たれた方が入寮されてきているということにおいてはですね、確かに安全性だとかそういった面でのリスクマネジメント、こういった部分については今後施設として最重要課題として捉えておりますので、そんなことが一つ利用者をお預かりする中での大きな課題かなというふうに捉えております。

以上です。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 安全性が一番だというふうに思います。ただ、130名ずっとそこで生活されていて、夜間になってぐっと人数が少なくなるわけではないですけど、職員の数も多分夜間になるとぐっと減る。夜間が一番ちょっと危険かなと私の中ではあるんですけど、その辺の対策とか課題とかありますか。

両角昌英議長 八ヶ岳寮寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長 この部分につきましてもですね、議員が視察でまいられたとき、あるいは勉強会

の際にですね、夜間の態勢、現在宿直職員についてもですね、若干少ないという現状もございますので、この部分については今後重要な課題の一つとして捉えて、見直し等を行ってまいりたいというふうに考えております。

両角昌英議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 先ほどの全協の中で平成28年度の運営状況が云々と語られて、今回この決算なんですけれども、給付費が年々ふえていくという中で保険料も上がってきたわけなんですけれども、そういう中で昨年がくっと減った。それは制度が変わってきて、個人負担がふえたとさっきの全協で説明があったんですけれども、例えば各運営状況を見ると、施設のところがくっと数が減っているんですね。そういう意味では、例えば介護度が2から入れた特養が3からじゃなきゃ入れなくなった、また保険料も各事業所に入る保険料、収入もその部分で制度改定によって減ってきた、そういう影響もあるんじゃないかなというふうに考えますけれども、先ほどの説明では個人利用者の負担がふえたという説明だけでしたけれども、どうでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 廻本議員の御質問にお答えいたします。先ほどの説明の中で確かに2割負担であるとか、食費居住費の負担増が、平成27年度は途中からでしたが、平成28年は通年適用になりましたといった形で負担がふえましたというお話もしました。その後、後段のほうにですね、それに加えて平成28年の5月ですかね、老人保健施設、50床になりますけれども、そういったところが事業閉鎖されたといった形で、入所のほうの関係の給付費がその部分が減ったことも影響をしているといったこともありますので、総体的にいろんなものが加味されまして減ったといったような認識をしてございます。

両角昌英議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。金井敬子議員。

2番金井敬子議員 成果説明書のところでお聞きしたいと思うのですが、37ページに災害出動状況、火災件数等の記載がございます。特に前年度と比較して、区分や件数等で変化の大きい部分がどこであったのかを教えてくださいたいと思います。

それから、これまでの中でそれぞれの市町村の議会でも前年度の決算審査をしてきたわけですが、例えば下諏訪町で申せば、かなり救急の出動件数が伸びている状況が報告されています。そのほかの署では同じような状況があるのかお聞きしたいと思います。加えて、その各署による差というのはどのよう

に捉えられているのかお聞きしたいと思います。あわせて、通報を受けてから現場までへの到着時間は
どう推移しているのかお聞きしたいと思います。

先ほど広域連合長の挨拶の中でも触れられましたが、一元化から2年目を迎えて、新体制の問題点や課題点を検討、協議するという記載もここにありますけれども、その捉えられている問題点や課題は何で、具体的にどのような議論がされているのかをお聞きます。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 金井議員の質問にお答えさせていただきます。初めに成果説明書の37ページ、災害出動状況についてでございます。対前年比でございますが、火災につきましては平成27年度の火災が65件で、平成28年度が69件でしたので、プラス4件。それと、損害額は平成28年度が1億1,646万8,000円に對しまして、平成27年度が1億6,043万8,000円でございます。でするので損害額もふえていると、件数も4件ふえて損害額もふえていると、そんな状況でございます。

続きまして、救急出動に関しましてですが、平成28年度では9,104件の出動でございましたが、平成27年度では8,528件で、プラス576件でございます。件数の増加に伴いまして搬送人員もふえているところでございます。事故種別でございますが、救急の中の急病人でございますが、平成28年度は平成27年度に比べ455件ふえていると。また、一般負傷に対しても131件の増、交通事故に関しましては27件の減でございました。出動に対しては以上でございます。

続きまして、他の署の出動状況、下諏訪町の救急の件数が伸びているというお話でございました。一元化いたしまして、従前は岡谷市は岡谷消防署、下諏訪町は下諏訪消防署等々、市町村の消防署が管内に出動していましたが、一元化することによって、現場に一番近い消防署から救急車が出ると、こういうことで、下諏訪消防署から岡谷市の長地方面、下諏訪町に近いところは下諏訪消防署から出動していただいていると、そういう状況でございます。

6市町村それぞれ8署所ございますが、それぞれで一番近い消防署所から現場へ向かっているというところで、下諏訪町のようにふえているところもあれば、岡谷消防署は若干減っていると、そのようになっています。具体的な数字はちょっと持ち合わせてはおりませんが、少しでも早く救急車が到着するように、そのような方策をとっているところでございます。

また、通報を受けてから現場に到着するまでの時間でございますが、これは全国平均でも最近の現場到着時間というのは伸びております。この要因といたしましては交通の渋滞等も考えられるんですが、当諏訪広域管内におきましても若干時間は伸びているところでございます。要因といたしましては、全国的と同じように交通の渋滞の問題もございまして、それと署所から遠いエリアにいる場合もありますので、そうすると1件当たりの到着時間が伸びることもございます。そうすると平均でなしますと全体に若干は伸びると、そのようなこともございますので、若干伸びているというところでございます。

あと、新体制の問題点、課題についてでございますが、現在ここで一元化してから3年を迎えているところでございます。単年度ごとそれぞれ職員から意見を聞いて検証したり、要望等を聞いているところでございますが、しっかりした一元化の検証はこれからするところでございますが、今まで出てきている問題、検討した中身といたしましては、現在職員が234名いるわけですが、この職員の割り振り、

各署所に対してどうやって割り振りをしたらいいのか、より効果的なのかという職員からの課題もありましたし、消防本部として検討しているということもございます。

それとか消防装備の問題、車両の配備状況。今までは、一元化以前はそれぞれの消防署ごとで各市町村によりまして配備されていたというところもございましたが、一元化されてから効率的、またできるだけ経費をかけないという観点から、車両の数を効率的な配置とさせていただきました。そのことによって若干もっと消防車、または救急車等も出したほうがいいんじゃないか、配備したほうがいいんじゃないかと、そういう議論もしてまいりました。そこら辺につきましても、まだ最終的にこうしたほうがいい、こうしたいということもまだ決定しておりませんが、そういうことも現在検討しているところでございます。そのほかにも、出動態勢等について検証させていただいているところもございます。以上でございます。

両角昌英議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。伊藤玲子議員。

14番伊藤玲子議員 お伺いしたいと思います。成果の説明書のほうでよろしいでしょうか。47ページに書いてくださっていますが、婚活のことなんですけど、昨年までは年に3回開催していたが、ミドルエイジ部門をふやしということでふえたそうですが、その成果等をお伺いしたいということと、あともう1点、各市町村でも社協とかさまざまなところでやっていますが、そことの連携とかはどうなっているか、2点お伺いしたくて。

もう1点は、生活環境整備事業の中で花いっぱい運動をやっていますが、この事業の中に、今、通勤バイパスとかを通る中でいろんな外来の植物の駆除がとても気になって、このごろまた特にオオハングンソウでしょうかね、繁茂しているのが気になるんですが、そういうお金に使って、広域でもってこれに取り組むということは、この事業では無理なんでしょうか。お伺いしたいと思います。

両角昌英議長 企画総務課長。

林直典企画総務課長 それでは、伊藤議員からの質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成28年度、ミドルエイジ部門ということで1回回数をふやしまして、合計年4回開催をしております。昨年、年4回のトータル、例えば参加者数でいきますと4回の合計は271名、それぞれ定員がございましたので、応募者はトータル928名いらっしゃったのですが、そのうち271名の方に参加していただきました。そして、カップルの成立数ということでございますけれども、合計48組、約40%のカップル成立率という状況でございます。

そして6市町村、市町村によってはそれぞれ婚活の支援事業を行っているところがございます。広域連合では6市町村の婚活支援担当者との合同の会議を持ちまして、情報交換を行っておるところでございます。

そして今、花いっぱい運動のお話が出ましたが、今現在ですと主に圏域内の小中学校への花のポット

を配布をいたしまして、環境美化に対する意識の高揚ということで事業を継続してきているところでございます。こちらの花いっぱい運動につきまして、数年前にアンケートを実施いたしております。このアンケート結果をもとに、継続をしてほしいということで現在に至っているという経過でございます。

外来種ですか、外来種の駆除といいますか、そちらにつきましては、今この場で即答はできかねますが、研究、検討をしまいる課題かと思っております。以上でございます。

両角昌英議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号を、福祉環境委員会に、議案第13号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号をそれぞれ付託いたします。

両角昌英議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

両角昌英議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時15分

平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月28日（木）

午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 認定第 1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- | 日程第 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-------|-----------|-----|-----------------|
| 1番 | 望 月 克 治 … | 33 | 2番 廻 本 多都子 … 39 |
| 3番 | 今 井 秀 実 … | 45 | 4番 金 井 敬 子 … 52 |
| 5番 | 小 松 孝一郎 … | 58 | |

日程第 2～日程第7

議案第13号から認定第5号まで6件一括議題

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第13号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第13号から認定第5号まで6件各質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（22名）

- | 議 席 | | 議 席 |
|-----|---------|------------|
| 1番 | 林 元 夫 | 2番 金 井 敬 子 |
| 3番 | 宮 坂 徹 | 4番 増 澤 義 治 |
| 5番 | 牛 山 智 明 | 6番 小 松 孝一郎 |

7番	金子喜彦	8番	廻本多都子
9番	矢島昌彦	10番	小林庄三郎
11番	小池賢保	12番	望月克治
13番	北沢千登勢	14番	伊藤玲子
15番	両角昌英	16番	武井富美男
17番	今井秀実	18番	笠原順子
19番	共田武史	20番	八木敏郎
21番	小池勇	22番	五味平一

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子ゆかり	副広域連合長	今井竜五
副広域連合長	柳平千代一	副広域連合長	青木 悟
副広域連合長	名取重治	副広域連合長	五味武雄
監査委員	樋口繁次	事務局長	松崎 寛
会計管理者	藤森一彦	企画総務課長	林 直典
情報政策課長	永田賢二	介護保険課長	小池博幸
八ヶ岳寮寮長	牛尼淳夫	消防長	宮坂浩一
消防次長兼総務課長	仲井宏人	岡谷市広域担当課長	岡本典幸
諏訪市広域担当課長	前田孝之	茅野市広域担当課長	小平雅文
下諏訪市広域担当課長	伊藤俊幸	富士見町広域担当課長	伊藤一成
原村広域担当課長	宮坂道彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前澤由美子	企画総務課総務係長	森井 潤
書記	宮坂香織		

平成29年9月28日（木）

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時41分

（傍聴者 なし）

開 議 午前10時00分

両角昌英議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。

○日程第 1

一般質問

両角昌英議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。望月克治議員。

12番望月克治議員 おはようございます。12番、日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

ことし5月26日に成立した介護保険法等の一部改正によって、保険者機能の強化が求められるようになります。介護医療院など新たな介護保険施設の創設や自立支援への施策を強化することが求められ、その手法として財政支援やポイント加算が利用されることが予想されます。同時に医療改革も進められ、国が求める地域医療構想では全国的に病院のベッド数の削減が進められ、対応するように各都道府県による地域医療構想がつくられています。その中では、国の目標どおりのベッド数削減が目標化されています。

長野県でも地域医療構想を作成し、ベッド数を2015年度の許可病床数1万9,769床だったものを、2025年度必要量として1万6,839床と見込んでいます。その注意書きには比較的医療ニーズが低い患者が介護施設等を含む在宅医療で対応可能と仮定とされています。高齢化も進む中で、地域での医療の必要性は高まるものと予想します。住民が安心して住みなれた地域で暮らし、最期を迎えられる体制づくりは急務です。広域連合での訪問介護、訪問看護の体制づくりについてお聞きます。

一つ、広域内の医療施設のベッド数と2025年のベッド数の見込みはどうなっていますか。

一つ、ケアマネジャーの人数とケアマネジメントを必要とする人数の今後の見込みはどうなっていますか。

一つ、保険者機能が強化され、居宅介護支援事業所の指定や指導、監督業務が県から広域においてく

と思いますが、体制は整っていますか。在宅のみとりを受け入れる地域の体制となる訪問看護の体制は整っていますか。自立支援や重度化防止を地域支援事業でどのように実現する計画ですか。「我がこと・丸ごと」として自助・共助の協調が求められ、介護事業所と障害者事業所の垣根が取り払われます。両事業を受け持つ広域ではどのように対応をする計画ですか。以上、答弁を求めます。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。それでは、望月克治議員の御質問にお答えしてまいります。

1点目の広域内の医療施設のベッド数と2025年のベッド数の見込みについてお答えをいたします。都道府県が策定する地域医療構想は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる医療体制を長期的な視点で構築するための構想であり、長野県においても平成29年3月に策定されております。地域に必要とされる医療サービスの維持、充実を図りつつ、将来の医療需要に応じた医療提供体制の構築に向けて、関係者が自主的な取り組みを進めるための構想として、この中では現行の2次医療圏を構想区域とし、医療需要の推計値や病床数の必要量の推計値が示されておりますが、この数字は病床の削減目標等ではなく、将来の医療提供体制を考えていくための参考値とされております。諏訪区域におきましては、2015年度の稼働病床数が1,725床であるのに対し、2025年度の推計値は1,733床とされております。

なお、諏訪区域の医療についての課題としては、病床数よりも在宅医療の必要量の増加率が高いことから、将来に向けては介護サービスの需要とあわせて在宅医療の供給体制を検討していく必要があると考えております。

2点目のケアマネジャーの人数とケアマネジメントを必要とする人数の今後の見込みについてお答えいたします。現在、諏訪広域内には68の居宅介護支援事業所があり、約150人のケアマネジャーがおります。1人のケアマネジャーが作成するケアプランの数には適正件数があり、要介護者は39件、要支援者が含まれる場合は43件を上限とし、それを超える場合は報酬減額の対象となります。諏訪広域における平成28年度の介護認定者数はおよそ1万700人ですが、そのうちの約4,000人は施設入所者ですので、残りの約6,000人がケアプランを要する方となります。また、この約6,000人のうち要支援者は各市町村の包括支援センター職員がケアプランを担当いたしますので、実際のケアプラン必要人数は約4,000人程度であり、単純に現在のケアマネジャーの数で割ると27件程度となり、数の上では需要に対する供給は充足していると捉えることができます。また、ケアマネジャーの実態につきましては、現在第7期介護保険事業計画の策定に向けたアンケートなどを通じて状況を確認しているところであります。

今後の見込みという点につきましては、第6期事業計画時点では2025年、要介護・要支援認定者数を約1万3,400人、必要となるケアプラン数をおよそ5,200件と見込んでおりますが、現在進めている第7期介護保険事業計画の策定において、必要なケアプラン数を再度検証いたしますので、ケアマネジャーの必要数につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

3点目の保険者機能の強化に伴う対応と体制について御説明をいたします。平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定・指導及び監督業務が県から広域へ移譲されます。現在諏訪広域内には68の居

宅介護支援事業所があります。居宅介護支援事業所はケアマネジャーが所属する事業所で、介護保険サービスの利用に関して重要な役割を担っております。

一方、諏訪広域連合介護保険課においては、現在、事業所の指導・監督を行う職員が2名おりますが、平成30年度の権限移譲に伴い社会福祉士またはケアマネジャーを1名増員し、3名体制で対応を図ってまいりたいと考えております。また、権限移譲に向け、9月からは県が行う実地指導に同行し職員の資質向上を図るなど、権限移譲が円滑に進むための取り組みを行っておるところです。

4点目の在宅のみとりを受け入れる地域体制づくりはできているのかとの御質問についてお答えいたします。御家族が在宅でのみとりを希望される場合、一定期間集中的に医療と介護が必要になる期間が生じます。医療については往診となりますが、看護・介護については主として訪問看護、訪問介護のサービス利用が見込まれることになります。

諏訪広域には現在27の訪問看護事業所、それから58の訪問介護事業所があり、地域密着型のサービスを加えると訪問介護については100以上の事業所で対応できる体制となっております。また、そのほかに平成29年度からは定期巡回随時対応型訪問介護・看護という訪問看護と訪問介護が臨機応変に24時間提供されるサービス事業所が3事業所立ち上がり、24時間365日体制で在宅介護を支える仕組みづくりの整備が進んでおります。2025年に向けて在宅でのみとりが必要となる対象者が増加すれば、訪問看護事業所や訪問介護事業所の充実が求められますので、第7期の介護保険事業計画の中では必要量の見込みを立て、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の整備を積極的に進めてまいりたいと考えております。

5点目の自立支援・重度化防止を地域支援事業でどのように実現するのかという問いでございます。地域支援事業は、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするための取り組みであり、大きな区分けとして新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に分けられます。地域支援事業の主体となりますのは市町村であります。中でも新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするとなっております。

また、包括的支援事業は在宅医療介護連携や認知施策の充実を図るための事業であり、任意事業は市町村独自のサービス等が推進できる事業であります。いずれの事業も各市町村の実情を踏まえ、創意工夫を持って進められるものであります。

国においても本事業をサービスづくりではなく地域づくりであるとしているように、市町村がそれぞれの地域資源を活用しながら、地域住民の自立支援、重度化防止につながる取り組みを進めていくことが肝要と考えております。

諏訪広域連合といたしましては、平成29年4月からスタートした新しい総合事業の実施状況や市町村の実績を把握し検証するとともに、第7期介護保険事業計画の策定に合わせ、各市町村における効果的な地域支援事業の取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

6点目になります。「我がこと・丸ごと」として、自助・共助の協調が求められ、介護事業所と障が

い者事業所の垣根が取り払われるが、広域ではどう対応するのかの御質問についてお答えいたします。地域共存型の実現に向けた取り組みの推進として、高齢者と障がい者が同一事業所のサービスを受けやすくするための制度改正が行われます。これにより共生型サービスという名称で、障がい者も高齢者も同じ事業所のサービスを受けられるようになります。

現行の制度では、障がい者が65歳になりますと、利用する事業所も変更しなければならないことがありましたが、この共生型サービスが創設されることにより、介護保険サービスと障がい者サービスの両方が一つの事業所で提供できるようになりますので、特に障がい高齢者はなじみの事業所を利用し続けられるようになり、利便性が向上すると認識しています。

共生型サービスの内容は今後詳細が示される予定です。その内容を注視しながら第7期介護保険計画におけるサービスの位置づけを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 では再質問させていただきます。先ほどお答えにもありました県の医療構想圏ではね、許可病床数はそういう状況、1,797床ですね。稼働病床数は1,725床、今お答えいただいたとおりです。2025年には8床ふえるということになるんですけども、許可病床数という趣旨でいうと64床減るということになると思います。構想の性質からいって許可をするというね、病院に対して病床数の許可をするという数を推計量に合わせるのがいいのではないかという判断をすると、64床減るという見方が現実的ではないかなと思います。確かに目標でもなければ、見込みでこのくらいですよということなので、それに合わせていくというのは、それぞれの医療機関等の考えになると思いますが、現実的には64床減るという見方のほうが正しい気はします。

また、在宅医療等の必要量では、これも県の見込みですけども、2013年度推計は2,012人だったのに対して、2025年は2,535人と523人ふえることになっています。先ほどお答えいただいたように、訪問診療、訪問介護、この必要性は絶対的に増してきます。病院には療養病床もなくなっていくので、病院から地域に戻される人はふえるので、さらにその体制が求められていくと思いますので、ぜひお答えいただきましたが、進めていっていただいて、万全の体制で2025年を迎えられるようにしていただければと思います。

保険者機能の強化に対してですけども、対応できるということのようで安心したのですが、介護施設や福祉施設での虐待というものが最近よく伝えられています。監督指導というのがそこを防止するためには大変重要になってきますよね。今も9月から、ことしの9月ですね、もう見習いというか県の職員と一緒に回ってノウハウをつかんでいくということなので、非常に進んだ取り組みができていていいなと思います。これからもどんどん進めていっていただくことをお願いし、地域包括ケアシステムの推進のためといって、諏訪市では何かできるらしいですね。退院支援に関することの相談を受けて進めていくと。この退院支援に対することで、評価の充実で加算されていくということですね、医療ワーカーの方が退院支援に忙殺されるということが今医療関係のネットなんかではちょこちょこ見られていて、そうすると退院を促すことがふえるので、空き病床が出てしまうんじゃないかということも懸念されています。病床が減るから病院には入れないんじゃないかということではなくて、ベッドの回転率を上げる

というのかな、常に新しい人を、重篤の人だけを入れて、医療ニーズの少なくなった人は出て、介護施設や在宅に回していくということをワーカーが進めるので、空き病床が増加するという懸念がされているんですね。そうすると、その方々は地域に帰ってくるので、ケアマネジャーの業務範囲になってくるわけです。今も見込みをお話しいただきまして、十分現状なら対応できると。今後見込みをまた検討していって対応したいということをお答えいただいたんですが、この先この退院支援がどんどん進むと、ケアマネジャーの必要量はもう爆発的にふえていくということが予想されるんですね。その辺までの見込みをしているかどうかお答えいただけますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 それでは、ケアマネの見込みでございますけれども、こちらにつきましては、今現在第7期の介護保険事業計画、そういった中で医療と介護が一体的に体制づくりを進めることとなりますので、そうした中で検討なりをしていきたいと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 とにかくケアマネジャーの仕事はふえる一方だと思いますので、ぜひ注視しながら体制を整えていくことを、すぐにケアマネジャーは生まれるわけじゃないので、計画的にふやしていかなきゃいけないので、ぜひ計画的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、在宅のみとりのことを少しお聞きしますね。高齢者の意識調査を見ますと、どれも最期を迎えたい場所というのでは、過半数が自宅を望んでいるんですね。6割近い方が自宅で最期を迎えたいということということを望まれています。

ところがですね、厚生労働省の人口実態調査というものがあって、それを見ると、最期を迎えている場所というのは圧倒的に病院が多いんですね。自宅で最期を迎えている方というのは12%ちょっとで、13%にはいないんですね。この改善を進めようというのが退院支援もその一環であるとは思いますが、その影響で今後自宅で最期を迎える方がふえるということが予想されます。

高齢化とともに在宅医療、訪問介護の必要性は増します。自宅でのみとりに関しては地域の意識がちゃんとできないと、やはり家族が受け入れないと、病院から出してもらっちゃ困るとかね、ほかの施設をとという話になっちゃうので、住民の意識改革というのが必要だと思うんですが、そうしたことを進めることの努力はされていますか。意識の改革の体制が整わないと進まないと思うんですが、この点はどのようにお考えですか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 自宅で最期を迎える方がふえるということにつきましては、自宅で介護をする方がふえるということになるわけでございます。望月議員のおっしゃるとおり、自宅で介護をするためには介護者が安心して介護に当たれるために十分なサービスや仕組みが必要であると考えてございます。

この点につきましては、今現在7期の介護保険事業計画におきまして中重度者の在宅生活を支えるためのサービスの普及、展開、そういったものを重視してございます。24時間の365日体制型のサービスの充実を図るように、そういったことも努めておりますので、そういったことを含めまして、7期の介護保険事業計画におきましても、そういったこと、特に定期巡回・随時対応訪問看護サービスの充

実、そういったものに力を入れていきたいと思っています。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 そうしたことを進めると同時に、家族と地域の方がその方々が帰ってくることを受け入れ拒否というのかな、困る困るとなっちゃうと、それは幾ら体制を整えても進まないの、その辺の周知というか住民への意識改革もぜひ進めていただきたいと思います。

次に、保険者機能の強化で自立支援や重度化防止に取り組まれるんですけども、保険者がやる、先ほどもお答えいただいたように自治体、市、広域連合がやるんですけども、この取り組みには参加者の病歴とか持病―持病って持っている病気ね、は論点とされていないんですよ。例えば心疾患のおそれのある人が発作のおそれのあるような運動療法というかな、体力向上のための運動をするなどということも考えられるんですよ。その中で発作を起こしたりとか、今病院には行っていないけれども、そうした状況に落ち込んでしまうというようなことも懸念されるんですけども、そうした懸念をなくするための対応というのは何か検討されていますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 心疾患のおそれのある、そういった方が懸念をしなくてもサービスできるということになるかと思いますけれども、今新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、これからになりますけれども、専門職が行う以外のサービス、そういったものも検討しなければいけないわけですが、基本的に参加者本人の能力として、自分の病歴とかそういったものの把握、持病の管理をできている方、そういった方を対象にするだろうと思っています。

また、そういった利用に当たりましては、包括支援センターが申し込みの窓口となりますので、申し込み時点で専門職が心身の状況の把握を行うことができるように、健康上の面でリスクの大きな方については、さらに必要な情報などを収集した上で必要なサービスを提供できると、そんなことも考えておりますので、そういったことを進める等の対応もできるのではないかと思います。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 進めていただきたいんですけども、ただ、市がやるのは住民サービスでボランティアになるので無料でできるわけですね。かかる人はお金がなければ、どちらを選びますと言われたら、無料のほうを選んじゃうんですよ。だから心配しているんです。そういうことのないように、さらに国は介護認定なんかを減らしたところには財政的な支援を強めるような、そういったニュアンスのこともしているので、私たちがそっちの方向に動いていってしまうと、とんでもないことが起こりかねないですよ。そういうことがないように、ぜひ慎重に進めていただきたいと思います。

障がい福祉サービスの事業所の入所者の高齢化で介護サービスに移行するというのは先ほどお答えいただいたとおりなんですけれども、介護保険事業者が障がい者への対応することは、状況がちょっと違う面がありますよね。障がい者施設の方が高齢者を対応するというのは、今までもある程度経験を積んできているので、そのまま移行はやりやすいと思うんですけど、介護施設の方が障がいの方の対応するというのは、ちょっと物が違う面が出てくるので、その辺はしっかりと指導していかないと、お互いに行き来ができるようにしちゃうよというのが国の方針なので、その難しいところをどうサポートして

いくのか、その辺を広域で検討されているようでしたら教えていただけますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 ただいまの御質問につきましては、サービスの詳細等がこれから示されてくる予定となっておりますので、そういったところを見きわめた上で対応をしていきたいと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 ぜひしっかりと研究もしていただいて、広域でもね、指導をしながら、住民が不利益をこうむらないような体制を整えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

両角昌英議長 次に、廻本多都子議員の質問を許します。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 それでは、引き続き通告に従って一般質問を行いたいと思います。

2000年からスタートしました介護保険制度は、3年ごとの制度改正を行っておりますが、今回6期の改定での影響、また新事業である地域支援事業、こういったことについて大まかに質問をしたいというふうに考えております。

まず一つ目は、特別養護老人ホームの待機者がなかなか解消しない、こういった中で改定では介護度2までの入所可能が介護度3というふうに引き上げられ、数字上ではハードルが高くなった分、減少したかのように見えますが、現状ではどうだったのか。今待機している人数、そういったことをお聞きます。

まず、数字上からは、そういったものは一人一人の置かれている状況は出てきませんが、待機者数とその待機されている方々がどうやって在宅で過ごしているのか、そういったことでの影響が例えば老健施設等々の事業所に影響しているのかをお聞きしたいというふうに考えております。

昨年28年度の介護保険制度の運営状況も昨日説明されましたけれども、給付費が減少したというふうに説明されました。これに対して分析は利用者の負担増。例えば施設に入れば一定程度の収入のある人の負担増や給食費、そういったものの負担増があったとされていました。確かにその数字上、施設サービスが減り、居宅や密着型のサービスが増加しているという統計は出ております。施設サービスでの給食費、利用者の負担増もさることながら、給付費の伸び率によって、この間ずっと保険料も改定ごとに引き上げられてきています。その中で本来施設サービスが本当に必要な方が在宅や予防サービス、地域密着型、そういった方で本当に困難を生じているケースはないのか、その辺もつかめているのか、どうなのでしょう。お聞きます。

次に、待機者の介護度が3以下の方が今どういった状況に置かれているか。保険料が引き上げられ施設に入れない、居宅サービスも地域支援事業という、私に言わせれば低いサービスへと振り分けられています。

ここで三つ目ですけれども、保険料が年々引き上げられていますが、滞納者についてお伺いしたいというふうに考えています。先日の報告では、保険料を滞納する方、年金から天引きという方は100%で、所得の低い、年金から天引きされない方、こういった方が滞納をされている。しかしながら、前回所得の低い方々への保険料の改定は配慮がありました。そういった中で、所得の低い人の収納率は少し

上がってきているように思いますが、今までの不納欠損の中では払いたくても払えない、こういった人が年々ふえています。こういった方たちには介護保険を例えば利用する際、ペナルティーとして10割全部払って全額をお支払いした後、保険料を納めるという中で返納されていく、こういったペナルティーがありますが、保険料を払えない人たちがまずもってその全額を払うということは、現実的にはあり得ないというふうに私は思いますけれども、サービスが必要だからサービスを利用するわけですが、こういった状況の中でペナルティーの対応をどういったふうにされているかお聞きしたいというふうに思っております。

次に4番目。先ほども出ましたが、地域支援事業、そういった中でこれは各自治体、密着型等々されていますが、進捗状況、そしてまた今各自治体でやっていますが、広域でこれはしっかりと指導をする、監督をするという中で、現状でどういった課題になっているのか。その辺、進捗状況と課題について伺います。以上のことを質問します。よろしくお願いいたします。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 廻本議員の御質問にお答えしてまいります。第6期の介護保険制度の改定での影響についてお答えいたします。1点目の特別養護老人ホームの現状、待機者の数と2点目の施設の2割負担の影響についてからお答えいたします。

現在、諏訪広域連合には19の特別養護老人ホームがあり、ベッド数は1,097床ございます。平成27年4月からの制度改正に伴い、特別養護老人ホームの入所者は原則として要介護3以上となり、要介護1・2の場合は特例要件の該当者のみ入所できることとなりました。このことにより、827人いた待機者は584人に減り、要介護1・2の待機者は265人から13人に減りました。

現在の状況といたしましては、平成29年3月末現在の待機者数は454人で、そのうち特例要件に該当する要介護1・2の待機者は4人となっています。

454人の待機者の居場所につきましては、在宅が116人、老健などの施設に入所されている方が259人、入院が74人で、全体の75%は自宅以外の場所で待機されている状況です。特別養護老人ホームにつきましては、セーフティーネットとして福祉施設の役割も期待されていることから、介護度だけにとらわれず、適正に入所できることが望ましいため、今後も保険者として施設の状況及び待機者の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の施設の2割負担の影響についてお答えいたします。平成27年8月から利用者の収入状況に応じて2割負担していただくようになりました。本人の合計所得金額が160万円以上の一定以上の所得者は2割負担となりました。平成28年度の2割負担の方は介護認定者全体で930人、率にして8.8%となっています。今までの利用料の倍の額の負担となるため、仮に特養入所者で要介護5の方の場合は、多床室で月額2万4,420円から4万8,840円に。ユニット型で月額2万6,820円から5万3,640円に増となりました。

制度改正において、実際に特養に入所していて負担割合が1割から2割に変更となった方は66人です。補足給付、これは低所得者の方が施設を利用した場合ですが、この対象となる住居費等の負担限度額の算定につきましては、所得額に遺族年金や障害年金などの非課税年金も含まれることとなり、平成

28年8月時点で426人の方が利用者負担段階が2段階から3段階に変更となりました。

なお、これらの制度改革により特別養護老人ホームの入所を継続できなくなり、退所した例等はありません。

次に、保険料と滞納についてお答えいたします。平成27年度からの第6期事業計画で保険料基準額ベースで12.6%の引き上げを行いましたが、平成28年度の現年度分収納率は99.3%で、前年度並みの収納率となっております。保険料の収納率は保険料改定前の第5期の最終年度である平成26年度と比較いたしますと、個人で納付する普通徴収現年度分の収納率は、わずかですが0.28ポイント向上しており、むしろ改善される結果になっています。

滞納者数そのものも105人減少しております。特に公費負担による軽減制度が設けられた保険料第1段階の滞納者数が53人減少しております。また、滞納されている方へのペナルティーにつきましては、納税している方との公平性を保つため、滞納期間が12カ月を超える場合は介護給付費の支払い方法の償還払い化、または給付支払いの一時差しとめを行っていますが、平成28年度は該当者がありませんでした。

また、不納欠損処分を行った滞納者につきましては、自己負担を1割から3割に変更する給付制限を実施しています。平成28年度は7名の方が不納欠損処分の対象になりましたが、そのうち実際にサービスを利用して給付制限された方は4名でした。

参考までに保険料改定前の平成26年度は、介護給付費の償還払いとなった方は1名、給付制限を行った方は9名でしたので、ペナルティーを受けた方はむしろ減っております。この給付制限等は費用負担の公平性を確保する上で必要なものと考えております。

次に、地域支援事業の現況についてお答えをいたします。地域支援事業は大きく介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の三つの事業で構成されています。このうち介護予防・日常生活支援総合事業は従来の介護予防給付、すなわち要支援者に対するサービスのうち訪問介護及び通所介護を従前同様実施すると同時に、従来より基準を緩和した訪問介護及び通所介護の実施を認め、より多様な事業者の参入を可能とするとともに、高齢者の選択の幅も拡大することを目指しています。

諏訪広域では従来同様の訪問介護及び通所介護に加え、緩和した基準でのサービスをこの4月から実施しています。登録事業者数は訪問型が17事業所、通所型が27事業所で、現在69名の方が利用をしています。利用者の推移を見ますと、訪問介護は4月から6月まで11人で、通所介護は4月は41人でしたが、5月、6月は58人と増加傾向にあります。この緩和した基準でのサービスの課題は、今後市町村と精査、確認を行ってまいります。

先ほど御説明をいたしましたとおり、介護予防・日常生活支援総合事業は、より多様な事業者の参入を促し、より多様なサービスを提供することを目指しているわけですが、今後介護サービス需要がピークに達するだろうと見込まれます2025年に向けて、介護の担い手をどう確保していくか検討しなければなりません。受け皿となるボランティア団体、NPO、住民組織等の地域資源の開発、育成に各市町村が積極的に取り組む必要があると認識をしており、構成市町村に対し国・県や先進地の情報提供などの支援を行ってまいります。

なお、地域支援事業のうち、地域包括支援センターなどをお願いしている包括的支援事業についても認知症対策等各市町村で取り組みを強化しているところではありますが、さきに諏訪市で「ライフドアすわ」が開設され、在宅医療、介護連携推進事業を初めとした包括的支援事業全般の体制強化が図られたことは御承知のとおりであります。

さらに三つ目の地域支援事業である任意事業については、各市町村で従来どおり取り組みが継続されております。以上お答えを申し上げます。

両角昌英議長 廻本議員。

8 番廻本多都子議員 それでは、再質問をしたいと思います。特養で人数は減って、各施設のほうに75%が行って、居宅に移ったのはそのうち25%で、特段問題はないというふうになっていますけれど、依然として待機者は存在しているわけで、今第7次の計画を立てているという中で、特養の施設の今後の計画、建設計画等々はどのようなふうになっているのか。特養の施設をつくると、1ベッド、ユニット型だと1、200万円ばかりかかると。かなり建設費もかかるわけですね、介護保険制度の中で。そういう中では介護保険制度の特徴としてはさまざまなサービスがふえたり、そういったものを建設するとすると、制度の中で保険料もその負担の1割、1割というか負担の一部を担っている中で保険料がどんどん上がっていくということなので、その辺はどのような計画になっているのか。例えばお支払いが大変になってきた、ユニット型だと幾ら幾らという部屋代なんかもまた違う状況になってきますので、そこから辺ユニット型、多床室、例えば2人部屋とかそういったところでどのような計画になっているのかをお聞きしたいと思います。

次に、今、連合長のほうから地域支援事業で緩和された事業所というかプロの数が少ない、いわゆるボランティア、地域の方々に手伝っていただいて、予防のほうに力を入れる地域支援事業で、高齢者がいわゆる介護保険に入る前の人をなるべく遅くしよう、介護保険にならないようにしようとする人たちと、もう介護保険を使わなきゃいけない人たちとなったものを一緒にごちゃ混ぜにして、その中から選びましょうというふうに私には聞こえましたが。

ライフドア、諏訪市で7月から始まりましたね。これは認知症を特に、昨今問題になっている認知症なんかのところ、ケアマネジャーや医療従事者、そして特に施設云々、こういうつながりがしっかりとうまくいかないという中で、ライフドアの中で専門職であるお医者さんや看護婦さん、ケースワーカーの方、ソーシャルワーカーの方が入って、そこでしっかりとケース相談をして、ここにはこういう施設がある、ここはこういうふうにやったほうがいいのかというふうになっているとお聞きしましたけれども、この財源ですけれども、地域支援事業は自治体が運営をしていくという中で、自治体に聞くと財源は広域から出ているというふうにお答えになったんですね。だから、どういう割合でその内訳がなっているのかということと、今後ね、これをもう発展させて、もっとスムーズにうまく、例えば私も思うんですけれど、すき間ができちゃうんです。施設からいきなり在宅に帰るより、施設へ帰る人、病院から在宅に帰る人、さまざまな人がいますけれども、すき間ができるんですね、その間に。家族が何というのかな困っちゃっているという、ここの部分をどうしたらいいかという、そのすき間を埋めるようにケアマネジャーとか医療のケースワーカーと一緒に相談に乗って、その1人の人のところをうまく

回すようにする。

ケアマネジャーは本来介護保険だけやっていますので、さまざまな介護保険の改定に対応しているわけで、とても件数が先ほどちょっと出ましたけれど、1人の許容件数43件とありますけれども、43件はとても私はできないと思うんです、一人一人のペースの中で。それを緩和する、ケースワーカーのそういう苦労だとか、そういう加重負担なんかを緩和するために、いわゆるライフドアというところをつくって、そこら辺の財源がどうなっているのか。

そしてもう一つは、お聞きしたのは、これは地域支援事業で、各自治体に運営が任されている中で、広域がかかわっているにもかかわらず、対象は諏訪市内の方というふうに伺いました。その辺も多種多様ということであって、地域でさまざまなものができるわけだから、それは広域でいろいろ利用できるようにしたほうが私はいいというふうに考えますけれども、特に医療とか介護というのは、医療のほうは病院なんかはいろんなところに病院に行きますのでね、そこら辺はどう考えているのか聞きたいと思います。以上です。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 廻本議員の御質問にお答えいたします。特養の関係でございますが、現在第6期で170床の計画を立てております。その中で今現在できているところが45床、それに今計画で、多分ことしのうちにできるものが7床、多分できておりますので、52床ができているといった形で、整備率でいえば30%といった形で、6期の計画に対してはちょっとおくらしている状況でございます。

議員からも特養の建設といったことも出てきているわけでございますけれども、こちらにつきましては、まだ今回の6期のそういったことを踏まえまして、第7期の部会等もありますので、そちらのほうで検討して、さらに介護保険委員会の中で検討する中で計画づくりを進めていきたいと思っております。

それと2点目の緩和した基準でのサービスの関係になろうかと思いますが、その中で地域支援事業の関係の財源になりますけれども、こちらにつきましては、広域で市町村へ委託をお願いしていく関係もございますが、国・県、それとあと市町村で財源の負担割合がございます。予防事業と包括事業の二つに分かれるわけでございますが、その財源につきましては、予防が国25%、県が12.5%、市町村が12.5%といったような財源となります。包括支援事業につきましては、国が39%、県が19.5%、市町村が19.5%でございます。

それとあと、広域でまとめてやったらといったことでございますけれども、こちらにつきましては地域支援事業でございますので、市町村にあります包括支援センター、そういったものを軸に進めていくといったことになります。今までどおり、そういった地域に見合った、そういったいろんなサービスが提供できる、そういった資源等を活用いたしまして行っていく、そういったものになろうかと思えます。以上でございます。

両角昌英議長 廻本議員。

8番廻本多都子議員 待っている人に比べて、つくったのが52床で、そういう中ではまだ170床にはほど遠い状況で、2025年、一番介護が必要になってくる状況の中ではまだまだ足りていないという

中で、先ほど私も言いましたけれども、個室でなければいけないというのは確かに生活の中でプライバシーが守れる個室が一番いいことはいいんですけども、その中でやっぱり利用者の方も負担が大きい中では、私はパーティションでも何でもいい、2人部屋をというふうに、多くつくるというふうにも第7期の中で検討をしていただきたい。そうすると数もふえていくし、利用もしやすいというふうになるので、そこら辺も検討していただきたいというふうに考えます。

先ほど滞納者の中でサービスを打ち切った人はいないという連合長のほうでお答えがありまして、1割から3割という人が該当者が数名いたという中で、こういう人たちがサービスを受けた時点で払ってもらえるという形になるんですけど、ここには大概病院にかかっても介護にかかっても、ケアマネジャーやソーシャルワーカー、そういった方がかわるわけですね。そういう人たちが先ほども言ったように、さまざまなところで活躍をしなきゃいけない。そういう中で今回ライフドアが諏訪市もできたわけですけども、そこでは現実的にケアマネジャーだとか人数的には7人くらいしかなくて、その中で看護師さんやお医者さんがいるので、現実的にケアマネジャーの仕事をするわけではなくて相談をするというふうには私は伺ったんですけども、相談だけであれば、何というのかな、そこに間を一つ置く必要はないというふうには私は考えて、各事業所事業所に本来のケアマネジャーやケースワーカーがいて、音頭をとるところが包括ケアシステムであれば、それはうまく回っていくというふうに考えますけれども、その点はどういうふうに考えますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 特養の多床室とユニット型についてちょっとお答えいたします。第6期の計画についても、この計画の中で多床室とユニット型のそういった配分とかそういうものが乗っかってございます。7期につきましても当然現状等を分析した上で、その配分なりを検討していかなければと思ってございますので、事業計画の中には当然位置づけられるものと思ってございます。

それと、ライフドアの件が出てきたわけですけども、地域包括ケアセンターの関係での中心として事業を行っていくということは2025年に向けて必要なことだと思ってございます。その中でライフドアのような総合事業、そういったものを活用してやっていくということが当然また必要となりますので、その辺も御理解を願いたいと思います。

両角昌英議長 廻本議員。

8番廻本多都子議員 質問ではないですけど、最後要望です。介護保険、今まで聞いてきた中でやっぱり担い手、支える人たちが一番大事だということで、受け皿をするためにはボランティアや地域の人というふうには連合長はお答えになりましたが、やっぱりケアマネやそういった人たち、介護職の人たちをふやす、そういった計画にしてほしい。介護保険の点数が低くなったりした中で、介護職の人の離職率も高くなってきています。そういう中ではしっかりと介護をされる方、ケアマネジャーをされる方の育成にもしっかりと力を入れてほしいということを要望して質問を終わります。

両角昌英議長 次に、今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

17番今井秀実議員 17番、今井秀実です。救護施設八ヶ岳寮の安全・安心の確保について質問いたします。

1番としまして、八ヶ岳寮の役割と入居者の現状。救護施設八ヶ岳寮は生活困窮者のための施設として身体や精神等の障がいがあり、また頼ることができる身寄りがいない等、自宅で生活していくことが困難な方が一定の支援を受けながら生活していくという大変重要な役割を持った施設であると捉えております。130人ほどの入所者を受け入れていることも含め、改めてその役割についての認識をお聞かせいたします。

また、近年入所者が相当程度高齢化しているなど、課題を抱えていることは7月の議員学習会と現地視察でも再認識させられたところであります。改めて入所者の現状についてお聞かせいたします。

2番としまして、安全・安心をめぐる現状と課題。入所者の安全・安心をめぐる課題は深刻に捉えておかなければならないと思っております。昨日の平成28年度の決算認定にかかわる本会議質疑の中でも、リスクマネジメント、セキュリティーの確保が課題であるとの答弁もありました。施設内での安全上ひやりとした、はっとしたという事例、また施設外での安全上の同様な事例などについてお聞かせいたします。また、解決していくべき課題についてもお聞かせしたいと思います。

宿直体制については、夜間130名の入所者に対して、職員2名とシルバー人材センター1名の計3名で対応しているとのことですが、安全の確保という面だけでも大変心配されるところであります。昨日の答弁でも増員の対応も検討課題であるとのことですが、改めて課題をどう捉えているかをお聞かせいたします。

3番としまして、職員配置体制の充実と安全・安心の確保策。約130人の入所者に対し、職員約35名で対応しているという現状を考えれば、入所者の安全・安心の確保を進めるためには職員配置を充実させるなど早急に対応すべきと考えますが、いかがかお聞かせいたします。以上で1回目の質問とさせていただきます。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 今井秀実議員の質問にお答えを申し上げます。初めに救護施設八ヶ岳寮の安全・安心の確保について、八ヶ岳寮の役割と入居者の現状についてにお答えいたします。

救護施設は生活保護法第38条第2項において「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。」と位置づけられており、受け入れ対象とする障がいを定めていないため、いわゆる三障がいと言われる身体障がい、知的障がい、精神障がいのほか制度の谷間にある人、精神科病院への社会的入院から退院した人や多重債務のある人、矯正施設から退所した人など他の施設では処遇困難な人の受け入れ施設となっており、近年八ヶ岳寮においてもアルコール依存症、ギャンブル依存症、一般的に記憶喪失と言われている解離性障がいや性格異常の方の入所がふえてきております。このため、特定の障がいを抱えた方々のみを収容する他施設に比べ、個々の入所者の非常に多様な問題に対応しなければならないという救護施設特有の困難性を抱えているということが言えます。

また、生活保護法には生活扶助を行う施設と規定されていますが、単に生活扶助を行うだけでなく、利用者の状況や希望に応じ、利用者にとって最適な自立、自己実現が図られるよう支援を行い、地域移行を希望する人や可能性のある人に対しては積極的に地域生活への移行を促進することが大切であると

考えております。

また、地域移行が難しい人については少しでも自立した生活が送れるよう個別のニーズ、例えば各種リハビリ、地域の一住民としての地域活動への参画、趣味の活動等に対応した支援も大切であると考えます。このことから今後も地域のセーフティーネットとしての役割を果たしていくとともに、循環型施設としての機能強化を図り、利用者の地域移行を促進してまいりたいと考えております。

利用者の高齢化の現状についてですが、八ヶ岳寮の現在の年齢別構成では65歳以上の人が全体の約6割を占め、平均年齢は65.8歳と高齢化が進んできております。この高齢化に伴い体調を崩され、要介護状態になられる人も近年は散見され、今後も同様の傾向が続くことが見込まれます。当施設としては、要介護状態となっても食事を自分で摂取できる状態の人については対応させていただいておりますが、寝たきりや食事が全介助など重度要介護者の場合、そうした方々を処遇できる体制ではありませんので、本人、御家族、医療機関、措置福祉事務所などとカンファレンスを行った上で、要介護認定を申請し、介護保険施設など対象者本人にとって最も適切な施設への移行を行ってきております。具体的な移行先といたしましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホームなどとなります。

次に安全・安心をめぐる現状と課題についてお答えいたします。八ヶ岳寮には現在128名の利用者が生活をしておりますが、その多くは何かしらの障がいを抱えていることから、日常生活のあらゆる場面において受傷や疾病への罹患、時には命にかかわる危険にさらされることもあります。具体的には健康者に比べ体動が不安定なことや注意力の欠如等により、居室や廊下での転倒による打撲、裂傷、骨折等が最も多く、年間約20件発生しております。また食事に関しては、おかゆ食の利用者が隣の人の普通食を食べてしまい、喉に詰まらせ救急搬送される事例も発生しております。また、火災や地震など災害時においては自力での避難が困難な利用者も生活されております。

このような状況を踏まえ、八ヶ岳寮として重点的に取り組んでいる安全対策の具体例として、1点目は食事摂取時における誤嚥、窒息の防止であります。障がいの特性により、安全な食事摂取に理解の乏しい人や、嚥下機能の低下している高齢者においては誤嚥による事故のリスクが高いことから、食堂での職員4名体制による見守り強化と一部マニュアルの見直しを行ってきております。また、諏訪中央病院に嚥下、摂食にかかわる専門職員の派遣を依頼し、現場でのアドバイスを初め勉強会の開催など、安全な食事について知識や技術の習得に努めております。

2点目は感染症対策になりますが、どうしても入所者は感染症予防意識が低く、自力での予防には限界があるため、看護師を中心とした対策委員会の適宜開催やマニュアルの見直し、定期的な勉強会を開催し、職員への周知徹底を図っております。特にインフルエンザやノロウイルスに対しては、発生時期を前に予防措置の徹底や発生時の対応について情報共有を図るとともに、発生時には保健所と連携を密に行い、適切な指導を仰ぎ、拡大の防止に努めております。

3点目は利用者の外出時における安全確保になります。知的障がい者や精神障がい者など単独での外出には危険を伴う入所者が多いため、外出に当たっては事前に場所や目的、帰寮時間を記した計画書の提出と許可を義務づけており、単独での外出が困難な利用者については必ず職員が付き添うこととなっています。単独での外出を希望する利用者については、自立支援の観点からその能力や外出の目的、内

容を吟味した上で許可をし、職員による帰寮時の確認をしておりますが、帰寮報告をしなかったり、飲食物などを無断で持ち込むケースなどもあります。帰寮確認は入所者の人権への配慮やプライバシーの保護の問題もあり、なかなか徹底が困難な面がありますが、徹底した管理を目指してまいります。

4点目は火災や地震などの災害に対する対応になりますが、設備面につきましては消防法の規定に基づき、消防署への自動通報機能を備えた自動火災通報装置はもとより、屋内消火栓やスプリンクラーを設置することにより対応を図っています。また、避難訓練については運営基準の上では年2回以上の実施が義務づけられていますが、当施設におきましては4月、7月、9月、11月、1月の年5回実施しております。このうち7月については夜間の訓練と位置づけ、利用者、職員に事前に周知をせず、より実践的な訓練となるよう心がけております。

また、防災上の地域連携といたしまして、原村の室内地区及び隣接する施設であります特別養護老人ホーム「アイリス」と障がい者支援施設「精明学園」との間で協定を結び、有事の際の駆けつけ応援態勢を確保しております。

以上、事例の一部であり、利用者の安全・安心の確保に努めておりますが、御指摘のように最もリスクが懸念される夜間の職員配置体制については、現在職員2名にシルバー人材センターからの派遣1名、合計3名で対応しており、130名余の入所者の安全確保のためには万全とは言いがたい状況であることから、他の施設の配置状況なども参考にしながら、見直しをしてまいりたいと考えております。

また、無断外出対策も重要な課題と考えております。地域に開かれた自由な施設を目指してきた施設でもあり、また多種多様な利用者が生活する施設の性格上、居室への施錠等一律の管理体制が敷けないことから、たびたび無断外出が発生し、捜索に至るケースがあります。近年では平成27年度に認知症を患う女性利用者の無断外出があり、中央道上り線原パーキング側道付近で住民により保護された事例、本年4月には統合失調症を患う男性利用者の無断外出があり、茅野市街地の大型ショッピングセンターで職員に保護された事例などがあります。幸い大事に至っておりませんが、冬場の悪天候時など生命にかかわる重大事故につながる可能性があることから、重要な課題として捉えております。

なお、この無断外出への対応としては、平成26年度に屋内外2カ所に防犯カメラを設置したことにより、外出時間、服装、外出方面が把握可能となり、早期発見に効果を上げておりますが、まずは職員の力で未然に防ぐことが必要であり、利用者の既往症や兆候の把握、不穏時の定時確認を徹底することで再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員配置体制の充実等、安全・安心の確保についてお答えいたします。まず現在、八ヶ岳寮における職員配置状況についてですが、国の運営基準に照らした場合、生活相談員、介護職員及び看護職員の総数が24名必要となりますが、生活相談員1名、介護職員3名、看護職員1名、合計5名を加配した29名体制で直接処遇に当たっております。こうした職員の加配は当施設に限らず全国的傾向ですが、先ほど来申し上げてきたように、さまざまな障がいの方々を預かる特殊な施設として、適正な職員配置を常に考えていかななくてはならないと考えております。

また、近年は多種多様な利用者が入所されており、その中には集団生活になじめず、なかなか施設のルールに順応できない対応困難者、また高齢化に伴い介助を必要とされる人もふえるなど、支援の現場

においてより充実した体制が求められているのも事実であります。

このような中、安全面の確保については先ほどお示した事例のほか、安全対策委員会によるヒヤリ・ハットの検証、対策の周知徹底、また実際に事故が起きた場合は、そこから得られる分析結果を必ず事故予防に結びつけるなど、まずはリスクマネジメントの強化を初め、利用者の生命にかかわる重大事故が発生する可能性のある場面を職員の共通認識として利用者支援に当たることが重要であると考えております。以上でございます。

両角昌英議長 今井議員。

17番今井秀実議員 17番、今井秀実です。2回目の質問をさせていただきます。一通りの項目についてお聞きしたいと思います。

1番のハヶ岳寮の役割と入居者の現状ですが、かなり高齢化も進んでいるということで、寝たきりとか食事の全介助はほかの施設への移行というふうにお聞きしましたが、それでも寝たきりに近い方とか認知症が出てきている方というような部分での御苦労もあるかと思うんですが、もう少しその辺をお聞きしたいと思います。

また、いろんな障がいを持っている方が多いということが答弁にありましたが、実際どんな実情で、障がいを持っているということに伴う御苦労、どんな実情かについてもお聞きしたいと思います。

ここではもう1点、それら自立度の低い方への対応というのは、比較的元気な方と分けた対応というようなことも聞いているんですが、その辺をめぐる御苦労、課題などについてお聞きしたいと思います。

それから、2番については実情を聞いて非常に深刻で直ちに処しなさいいけないと痛切に感じたんですが、全部というわけにもいきませんので、3点ちょっとお聞きしたいと思うんですが、転倒によるけがとかもかなりある、車椅子の利用者もいるという。そういえば転倒、打撲などは年間20件ということで、この数字も深刻に受けとめるべきだなと改めて思いましたが、その辺の御苦労についてお聞きしたいと思います。

それから食事中の誤飲について具体的な事例を挙げていただいて、救急搬送したということですが、そのときの状況、適切な冷静な判断ができたのか。その後、その教訓を生かした対応がされているかについてもお聞きしたいと思います。

それから無断外出についても搜索した事例がこの2年間だけでもかなり危なかったなというのが2件、今答弁で聞かせていただきましたが、ここも教訓が生かされているかについてお聞きしたいと思います。

それから宿直体制については、3名では万全とは言いがたいということで見直しをしていくという明確な答弁がありましたので、直ちに実施していただきたいと思いますが、いつから実施していくのか、差し当たり何名の体制というふうにしていく予定なのかについてお聞きしたいと思います。

3番ですが、集団生活になじめない方もさらにふえているというようなことも言われた中で、リスクマネジメントの強化を図る、職員の共通認識をつくっていくということですが、自分はやっぱり生活困窮者のための施設なんだけど、障がい者施設性格が初めからあり、それから高齢者福祉施設的な性格があり、深刻な状況と考えれば、安全・安心の点だけでも専門性を持ったスタッフの増員というのが絶

対急務だと思うんですが、そこについて改めてお聞きしたいと思います。

両角昌英議長　八ヶ岳寮寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長　ただいまの今井議員の御質問についてお答えをいたします。

まず最初にですね、高齢化に伴う寝たきりあるいは認知症の方々に対する対応という部分になりますけれども、寝たきりの方につきましては、既に要介護認定をとられているという形になりますので、ただその間ですね、待機時間が生じますので、当然その間は食事の介助あるいは排せつ、入浴ですね、この三つの項目については、一時的ではありますが、介護量が増大するということにもなりますので、その間は若干職員にも負担がかかるという状況がございます。

あと認知症の関係なんですけれども、もともと精神障がいあるいは知的障がいを抱えられている方がほとんどですので、改めてですね、高齢化によってこの人が果たして認知症になったらどうなるかという、そういった部分でですね、なかなか明確な診断が得られない場合もございます。ただ、もともとそういった疾患のない方がですね、高齢化によって認知症になられる方も中にはございます。そういった方がですね、やはり一番現場で苦勞する事例としましては無断外出ですね、徘徊ということによって外に出ていってしまうという部分につきましては、そういった行動が見られた際には、やはり職員の定時確認あるいは目を離せないという部分では、現場でかなり介護量を必要とするという部分でございます。

次に障がい者の実態、状況についてでございますけれども、八ヶ岳寮においては勉強会でも申し上げましたけれども、精神障がいの方が全体の約半分以上を占めているという中で、そういった方につきましては、当然入寮の際には急性期での医療処置を終えた中で比較的安定した状態で入所に至っているという状況でございますけれども、やはりささいなことですね、利用者との人間関係のトラブルあるいは騒音がうるさいとか、あと季節的な変化の部分、こういった部分で不穏になられたときに、やはり職員への訴えとかそういったものは頻繁になってまいります。という、そういった方へのかかわり方という部分では、職員の配慮や工夫というものが必要になってくるというのが一つ大変な部分でもあります。

次に、自立度の高い方への対応につきましては、元気な方は「はつらつグループ」として、少し自立度の低い方は「ほのぼのグループ」ということで位置づけて、分けて介護を行っておりますけれども、「ほのぼのグループ」の自立度の低い方につきましては、やはり通常の方よりもですね、活動性が低いということでもございます。ただ、活動性が低いからといってですね、ずっとベッドにおいておくということではならぬということでございますので、そういった方々にできるだけ画一的あるいは単調にならないような介護保険でいえばケアプランですね、プランあるいは企画、そういったものを導き出していくという部分が一つ職員の難しい部分ではあるのかなというふうに考えております。

あと転倒の関係になりますけれども、20件ということで、年によってこれは上下はいたしますけれども、多い年でこのくらいかなというふうに考えております。やはり自由な施設という部分ではですね、なかなか居室からの出入りとかですね、あるいはベッドからの落下だとかいう部分でやはり制止、当然抑制はできませんので、そういった部分で御本人の危険意識がないために、やはりそういったものが絶えず、そういったリスクが発生して、実際の事故にも至っているということです。こういった部分

につきましてもですね、現在、寮のほうでも重点項目として取り上げをいたしまして、そういった方々への対応をどういうふうにしていったらいいんだろうというところとして、一つの課題として挙げさせていただいてはおります。

救急搬送の関係ですけれども、4名体制で食事の見守りをしておりますけれども、この際はですね、このときには4名のうち2名がほかの利用者さんの見守りにも入らなければいけない、そうすると残りの2名の方で対応という形になります。

実際、喉をむせ込んでいる状況がありまして、それに気がついた職員がですね、すぐに2名駆けつけ、タッピングあるいは喉のかき出しという形で行った結果、チアノーゼとよく言えますけれどもね、酸素濃度が低い状態から一時改善が見られ、会話もできる状態ではあったということではありますけれども、やはりその際も看護師に連絡をとりまして、看護師の指示を仰ぐ中で救急搬送をしたという状況であります。

ただ、この際には特に職員は常にこういった場面も想定しながら見守り業務に入っておりますので、パニックが起きたとかいうことはなく、比較的冷静な対応はできていたものと考えておりますが、より緊迫度の増す心肺停止だとかですね、意識がもうなくなってしまうというような部分も当然想定する中では、引き続き吸引だとかAEDの処置といった心肺蘇生の講習、これは消防署員に来ていただいて、毎年欠かさずやっておりますけれども、そういったものの引き続きの講習の強化という部分については努めてまいりたいと考えております。

搜索、行方不明ですね、搜索にかかわる内容につきましては、やはりハード面で一律の管理体制が敷けないという部分が、苦しい部分がございます。ですので、先ほど防犯カメラの設置で効果が見られているということもありますので、来年度以降ですね、そういった部分のさらなる増設というような形でハード面では考えていきたいというふうに考えておりますけれども、まずは利用者の状態の把握によってですね、未然に防止するというのが最善ではないかと考えておりますけれども、もし仮にそういった部分が発生してしまった場合の措置といたしましては、やはり早期に発見しなければいけないという部分では、全職員による寮周辺の道路あるいは地形だとかそういった部分は実際自分の足で歩いて、全てが毎年確認をするということで義務づけを行っておりますし、なお、捜査の初動体制あるいは警察、消防等への連絡体制、要請の確認なども随時行っているところでございます。

宿直体制につきましては、先ほど時期と人員という部分で御質問がございましたけれども、時期につきましては、来年度4月をめぐりに現在調整を図っているところでございます。人員配置数につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

職員の専門性ということですが、現在介護福祉士、職員のほとんどが介護福祉士を所持されております。ですので、高齢者に対する介護力という部分では比較的恵まれた状況ではなかろうかというふうに考えておりますし、あわせて精神保健福祉士、社会福祉士、ケアマネジャーの有資格者も配置している関係上、比較的幅広い対応が可能とはなっておりますけれども、救護施設の全国組織あるいは県の組織が主催するこういった専門的な研修ですね、こういったものを通じて、より専門性を高めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

両角昌英議長 今井議員。

17番今井秀実議員 ありがとうございます。様子はわかって、より深刻だなという認識をさせていただいたんですが、宿直体制について来年の4月からということで人数は検討中ということですが、年度途中でもやりませんか。これだけ深刻なら、もう年度途中の対応をしなければ、事故が起こってからでは遅いと思いますので、そのことについて改めてお聞きしておきたいと思います。

あと自分はちょっと職員の人数を35人と言いましたが、実際にはスタッフ、入所者に当たっているのは29名ということで、より増員が求められると思いますが、その点についてももう一度お聞きしたいと思います。

両角昌英議長 八ヶ岳寮寮長。

牛尾淳夫八ヶ岳寮寮長 宿直体制の早期の配置ということでございますけれども、現在の日中業務への影響、あるいはそれぞれグループ単位での1人の受け持ち人数とか、そういった部分に多岐にわたって影響してくる部分もございますので、でき得れば確かに議員おっしゃるように早急が必要かと思っておりますけれども、そういった部分でなおちょっと検討の余地はあろうかなというふうに考えております。

あともう1点、最後の増員ということでございます。確かにですね、安全・安心を考えますと……。

両角昌英議長 時間ですので、今井議員の質問時間は終わりにいたします。

次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

2番金井敬子議員 議席2番、金井敬子です。介護保険制度についてお聞きします。

来年度から実施される第7期介護保険事業計画策定に向けての準備が進められています。その中で高齢者等実態調査が行われ、結果がまとめられています。既に広域連合のホームページにも掲載されておりますし、一部結果は「広報諏訪広域」に掲載され、全戸配布もされています。この結果から次期計画策定に向けた課題はどのように抽出され、議論されているのでしょうか。調査項目は大変多岐にわたるものでありますが、私が気になっている幾つかの点についてお聞きしてまいります。

1点目、地域包括支援センターの認知度の低さです。前回調査時より認知度は上昇しているものの、それでも「ほとんど知らない」と「全く知らない」と答える方の割合は元気高齢者で63.3%、要介護認定者で49.9%と、元気高齢者の認知度の低さが大変気になります。

2点目、介護保険制度に対する評価です。「全体的に満足している」割合が前回調査41.2%に対し、今回30.2%と減少していることや、「本人や家族の負担が余り変わらず、よくわからない」が前回30.2%に対し、今回33.5%とふえていることです。

3点目、介護保険サービスの満足度と不満の理由を求める質問に対し、満足していない理由で質より量に不満を持たれている方の割合が高いことです。「利用できる回数や日数が少ない」と答えた方が29.8%と最も高いのです。以上3点について結果をどう捉えお考えでしょうか。また次期計画策定に向けて、どんな議論がされているのでしょうか。さらに、以上3点以外に特に前回調査と差が大きかった結果や課題としてリストアップされている項目がありましたらお知らせいただきたいと思います。

次に、保険給付費と介護保険料についてであります。これは先ほど廻本議員の質問でも触れられましたが、右肩上がりです。上昇を続けてきた保険給付費が平成28年度は約164億1,620万円で、前年

度より約3,685万円減少しています。予算に比べても低く抑えられています。昨日の決算審査の中では介護保険の制度改正により介護報酬が引き下げられたこと、利用者の自己負担がふえたこと、昨年5月に老健の1施設がなくなったことの影響があるとの説明がされましたが、今年度はこの保険給付費はどう推移しているのでしょうか。

平成28年度は当初予算計上のとおり、4,183万3,000円の基金の取り崩しがされた一方で、2億2,290万5,000円が積みれ、年度末の介護給付費準備基金は7億8,087万2,000円となっています。平成29年度予算では8,450万4,000円の取り崩しと115万5,000円の積み立てが計上されています。この予算のとおりでいけば、平成29年度末の基金残高は7億642万円余りという計算になります。この数値は第6期介護保険事業計画において平成26年度末に見込まれていた基金残高3億8,100万円から3年間で8,000万円を取り崩し、結果基金は3億円と少しという値と比べ、大幅に基金残高をふやす結果と想定してよろしいということでしょうか。

そこで期待したいのが、この基金を次期事業計画において介護保険料をできる限り引き上げないために使っていただくことです。被保険者や家族にとって最も気がかりなのが利用料とともに介護保険料です。今でも介護保険料は高く大変、年金は減る一方なのに引かれる介護保険料はふえる一方、もうやっていられないなどの声は決して少なくありません。次期介護保険事業計画においては極力介護保険料の引き上げは避けていただきたいと思います。その点で現状における保険料に対する住民の声をどう把握、分析されているのでしょうか。

高齢者の生活実態の厳しさを示す結果が平成28年国民生活基礎調査から見てとれます。1世帯当たり平均所得金額は平成6年をピークに下がり続け、ようやく若干の上向きを見せているところではありますが、世帯主の年齢階層別に貯蓄の増減状況を見ますと、前年と比べて貯蓄が減ったという方は総数で40.1%となっており、65歳以上では45.2%となっています。そして貯蓄の減った世帯の減額理由は、全ての年齢階級で日常の生活への支出が6割を超えています。中でも65歳以上は70%と高くなっています。多くが生活のために貯金を取り崩しているのです。

国民生活基礎調査には3年ごとに行われる大規模な調査もあり、その調査の中に介護の状況にかかわる調査項目もあります。その中で要介護度別に見た同居の主な介護者の介護時間の構成割合というのがありますが、経年の結果を追ってみますと家族の介護時間の区分は「ほとんど終日」、「半日程度」、「2～3時間」、「必要なときに」、「その他」などに分けられておりますが、その割合は介護保険制度が始まって4年が経過した時点の平成16年と直近の平成28年ではほとんど変化がないことがわかります。つまり、介護保険は家族介護から社会的介護へと大きく宣伝されたにもかかわらず、家族の介護負担はほとんど軽減されていないのです。貯金を切り崩しても生活を維持していくのに精いっぱい、介護保険を利用したサービスの受給や施設入所も自己負担増がネックになって、結局は以前と同様家族が介護を担わざるを得ないせつない状況があると言えるのではないのでしょうか。

先ほど触れたとおり、当連合の高齢者等実態調査における介護保険制度に対する評価で、全体的に満足している割合が前回調査より減少していることや、本人や家族の負担が余り変わらず、よくわからないがふえていることは、この諏訪圏域内においてもそうした現状があるということを示しているのでは

ないでしょうか。

介護保険ばかりではなく、他の社会保障にかかわる自己負担や税金、物価上昇など家計を苦しめるもののオンパレードで、もう限界というのが多くの高齢者の叫びです。改めて介護保険料の引き上げは避けていただきたいと申し上げた上で、今後の保険料についてのお考えをお聞きます。また国や県からの交付金等が見込まれているようであれば、そちらについてもお知らせいただければと思います。

最後に、福祉用具購入や住宅改修にかかわる償還払いの改善についてお聞きます。介護保険では介護認定を受けた被保険者がポータブルトイレや入浴補助用具など5品目の特定福祉用具購入や、手すりをつけたり段差を解消するなどの小規模な住宅改修を行った場合、一旦全額を施工業者に支払い、後に保険給付分、支払った金額の9割または8割になりますが、それが給付される償還払いでサービスの提供が行われています。

平成28年度決算で見ますと福祉用具購入費は728件、約1,735万円、住宅改修費は682件、約4,520万円が支給されています。後々に9割または8割のお金が戻ってくるのは大変うれしいことではあります。そのことによって購入や改修を決意する方も少なくないでしょう。

しかし、中には償還払いでは一時的にしろ支払いが困難な方もいらっしゃると思います。そこで最初から本人は1割あるいは2割を支払うだけで済むように受領委任払いの制度の導入を求めますが、いかがでしょう。以上、1回目の質問です。御答弁をよろしくお願いします。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 金井議員の御質問にお答えしてまいります。

本年1月に実施いたしました高齢者等実態調査につきましては、居宅の要介護、要支援認定者7,100名を対象とした調査と、要介護認定等を受けていない、いわゆる元気高齢者997名を対象とした調査の2種類を実施しております。回答率はいずれも70%を超え、非常に高い回答率となっており、関係各位の御協力に改めて御礼を申し上げます。

さて、今回の調査は介護保険事業計画策定とあわせて実施しております。その中で前回との比較において、議員から御指摘をいただいています地域包括支援センターの認知度の低さ、介護保険制度に対する評価についてお答えをいたします。

1点目の地域包括支援センターの認知度の低さについてであります。実際に介護保険を利用している方と利用していない方で回答結果が異なっています。利用している方—これは居宅要介護・要支援者ですが、この地域包括支援センターの認知度については44.6%の方が「よく知っている」あるいは「ある程度知っている」と答えており、前回の調査から2.8ポイント増加しております。包括支援センターに余りなじみのない元気高齢者の認知度より15.3ポイント高くなっております。

議員御指摘の元気高齢者の認知度については、広域としても気にかけているところでございますが、平成29年度からの総合事業の実施に伴い、介護認定を受けなくても事業対象者として総合事業サービスを受けることができ、包括支援センターの利用も想定されることから、認知度も上がってくると期待をしております。

また、地域包括ケアシステムを進める上で拠点となる地域包括支援センターが重要な役割を担ってお

りますので、今後市町村とともに包括支援センターの認知度の向上に向け周知を図ってまいります。

2点目、3点目の介護保険制度に対する評価についてお答えをいたします。介護保険に満足していない方、質より量に不満を持たれている方が増加している理由ではありますが、介護サービスの量については、利用者の介護度によりケアプランに基づきサービスを計画いたしますが、ケアプランは自立の観点での作成になりますので、自分の思っているサービス希望量と差があることによるものと思われます。

また、介護保険に満足していない方につきましては、調査の前年に介護保険制度の大きな見直しがあり、2割負担の導入や補足給付の判定に非課税年金が加えられるなど、利用者の負担が増加していることも評価を下げている原因になっていると分析をしております。

なお、調査結果から懸念されることを申し上げますと、今回の調査結果で特に前回調査と差が大きくなった項目はありませんが、近所つき合いの程度で「つき合いはない」が元気高齢者で4.5%、介護認定者で15.7%となっています。また、地域活動への参加状況についても元気高齢者のうち地域の会やグループに参加していない人、社会参加活動や仕事をしていない人が5から8割となっています。参加してみたい介護予防事業についても、元気高齢者のうち「参加してみたいことは特にない」が最も多く39.2%となっています。地域包括ケアシステムは地域における支え合いの仕組みをつくることを目指すものですが、このような状況は気になるところであります。

次期計画策定に向けた課題につきましては、今回のアンケートから利用者の満足度を上げることも大切ですが、諏訪圏域の高齢者人口は計画値を上回る伸び率で増加しておりますので、2025年には団塊の世代が後期高齢者となるなど、要介護者が増加していくことが予想されます。今回の調査でどのような状態の方がどのくらいいるのかといったことや、どのようなサービスを希望するかなどの把握ができましたので、調査結果を綿密に分析し、介護支援専門員や介護保険事業所を対象にした調査結果も参考に、今後介護予防を中心に必要な施策に反映できるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、介護給付と介護保険料についてお答えをいたします。保険給付費につきましては、平成28年度において初めて前年度を下回る結果となりました。これは第5期の介護保険事業計画までの給付費の伸び率が毎年4から6%ずつ増加していた状況と比べますと、大きな変化になります。認定者の伸び率は2%台と落ちついており、サービス受給者数も増加していますが、給付費が昨年より減少した原因といたしましては、平成27年8月の介護保険制度の改正でサービス提供時の利用者負担額が引き上げられたこと及び平成28年5月に老人保健施設が1カ所事業閉鎖となったことなど、幾つかの要素が複合的に影響しているものと考えられます。

本年度の給付費の見込みではありますが、ことしの8月末現在での給付費支払いは5億7,322万円、前年同期と比較いたしまして、2億1,615万円、3.9%の増となっています。過去の推移を見ますと、冬季は給付費が増加する傾向がございますので、現在の伸び率より増加すると見込んでおります。

また、介護給付費準備基金への影響ですが、平成27年度は決算確定に伴い翌年度への繰越金を確保することができました。その一部を余剰財源として積み立てを行い、平成28年度末の介護給付費準備基金の現在高は7億8,000万円となっております。

御質問の保険料については、高齢者実態調査のみならず窓口等においても年金がふえない中で保険料

の負担ばかりがふえて困るなど、圏域の皆様から御意見をいただいております、生活実態が厳しくなっていることは認識をしておりますが、高齢者人口の増に伴い介護保険財政は一層厳しさが増すと考えられますので、それに対応する保険料の設定が必要となります。第7期の保険料につきましては、平成30年からの3年間の給付費等を適切に見込むことが重要になります。認定者及びサービス利用者の見込みや施設整備の見込み、第7期の介護報酬改定の有無を初めとする制度改革の状況等を見きわめまして、適切に給付総額を見込む中で保険料収入の必要量、必要額を算定し、保険料を決めてまいります。

保険料については、これから介護保険委員会において慎重に検討してまいります。これから2025年に向け高齢者人口の増に伴い、介護保険事業は一層厳しさが増すと考えられますので、今後の事業運営を見据え、事業の健全な運営と被保険者の負担軽減のバランスを考慮しながら検討してまいります。

また、国・県からの交付金等はどうか見込まれているかとのことでございますが、国・県からの交付金等は給付費等に対する負担割合が決められており、負担割合の見直しの通知等は現時点でありませんので、変わらないものと考えております。

最後になりますが、福祉用具購入や住宅改修にかかわる償還払いの改善についてお答えをいたします。この福祉用具の購入や住宅改修にかかわる経費は日常生活の自立を助けるためのもので、平成28年度の広域全体の取扱件数は福祉用具購入が728件一議員おっしゃったとおりでございます。住宅改修が682件となっております。

広域では既に平成15年に諏訪広域連合介護保険サービス等貸付規則、平成15年規則第5号を定め、サービスに対する利用料の支払いが困難な方に対して、資金の貸付制度を実施しております。この貸し付けは保険料の滞納がないことが条件で、貸付額は給付見込額の9割となっています。受領委任払いの利用者の住宅改修に要した費用から自己負担分を控除した額を保険者から事業者にお支払いする制度ですけれども、御説明いたしましたとおり、広域では既に資金の貸し付けを実施しており、受領委任払いは今後の課題と捉えております。以上でございます。

両角昌英議長 金井議員。

2番金井敬子議員 最初に保険料についてであります。具体的な検討は今後ということになりますが、生活実態の厳しさは広域も認めていただいているようであります。特にこの保険料による負担増については、圏域住民も大変厳しい目を向けているところでありますので、ぜひとも配慮をお願いしたいところであります。

それから、福祉用具購入や住宅改修に対する受領委任払いについてであります。貸付制度があるということですので、困難な方はこの制度を漏れなく利用していただけるよう周知していただければとも思うところでありますが、この受領委任払いは現在でも少なくとも自治体で導入されておりますので、ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

次に第7期の介護保険事業計画策定に向けての今後のスケジュールについてお聞きしたいと思います。介護事業者に対して実施されている調査にも答弁の中で触れられておりますが、その結果を踏まえての計画案の策定期間あるいはパブコメの予定等も含めた今後の予定についてお聞かせいただきたいと思います。3年に一度の事業計画の策定でありますが、その都度被保険者あるいは家族にとって、この先一

体どうなるのかという不安はついて回り、新年度間近にならないと具体的なことはわかってこない。また、介護事業所にとっても同様で、介護現場は改定のたびにかなり混乱するというのが常であります。また、私ども広域議会の議員にも直前にならないと計画案がなかなか示されず、案として示されても既にはほぼ決定された状態であるように私はこれまでの経過を見て感じざるを得ません。なるべく早目の案の作成と提示を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、改めてお聞きしたいのが、介護保険制度もそれに当てはまります各種制度の持続可能性を押し出し、受益者負担を当たり前のようにふやし続けると同時に、介護保険を含めた社会保障を切り捨て続ける政府の考え方に対して連合長はどうお考えかということであります。ぜひ国に対して社会保障の削減方針を見直していただくことを広域連合としても求めていると強く思うところでありますが、いかがでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 金井議員の御質問にお答えいたします。第7期の介護保険計画策定に向けてのスケジュールになりますが、介護保険事業計画のスケジュールにつきましては、既に2回ほど介護保険委員会を実施してございます。ことしは6回の委員会を予定してございます。

3回目の介護保険委員会でございますが、10月下旬に開催をする予定でございます。サービス提供事業者やケアマネジャーのアンケート調査結果、そういったものの報告、人口、認定者の将来推計やサービス見込み量の推計等を第3回で検討していただき、第4回の介護保険委員会、12月中旬ころになりますけれども開催いたしまして、サービス見込み量、また事業サービス見込み量の設定だとか保険料率についての検討をしたいと考えてございます。ここで一旦素案をまとめる予定でございます。また、この事業計画の素案につきましては、パブリックコメントを実施したいと考えております。

第5回の介護保険委員会と同様に12月の中旬から1月の半ばくらいまでにパブリックコメントを実施したいと思ってございます。そしてその結果を1月下旬になりますけれども、協議等をした上で最終的には第6回が3月になりますけれども、事業計画の素案をまとめまして、正副連合長会議の承認を得まして、3月定例会の議会全員協議会のほうへ報告をしたいと思ってございます。

なお、議員の皆様には第6期の事業計画策定時と同様、前回と同じように2月の中旬になりますけれども、広域の行政研修会終了後に第7期の事業計画の案について御説明を予定しているところでございます。そんな形で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 福祉介護政策の削減という御指摘でございますが、これから国全体といたしましても高齢化率が進んでいくという局面になりまして、私どもはさらに充実をしていくという認識でありまして、国と地方もお互いに協力をして、そのバランスをとりながら充実していくという方向で進めてまいりたいと思っております。

両角昌英議長 金井議員。

2番金井敬子議員 これまでどおりとほぼ同じスケジュールで第7期の事業計画策定が進められるということであります。またしても新しい事業計画に基づき事業が開始される4月の直前にならないと、その

具体的内容が見えてこないというのは、介護の現場に携わる方、また被保険者、サービスを利用されいてる被保険者や家族にとっては大変混乱を招くものであると思います。できる限り前倒しで進めていただきたいと思います。

しかし、一方では十分な議論の上でつくっていただきたいという思いもあります。高齢者等実態調査の回答率も70%とかなり高い回答率であります。大変重要なデータの蓄積ができたのではないかと思います。今後まとめられる事業所のアンケート結果も十分に精査し進めていっていただきたいと思います。

介護保険で恩恵を受けていらっしゃる方、家族の介護度が若干でも少なくなっている方もいらっしゃるの事実であります。しかし、経済的負担がネックとなってサービスを諦めざるを得ないような方もいらっしゃるのもまた事実であります。より住民ニーズに即した介護事業の今後の展開を求めて私の質問を終わります。

両角昌英議長 次に、小松孝一郎議員の質問を許します。小松孝一郎議員。

6番小松孝一郎議員 議席番号6番、小松でございます。通告に従い諏訪広域連合における市町村の連携協力について質問をします。

諏訪広域連合は平成12年発足以来、広域計画に基づき介護保険事業の広域化、消防の一元化等々さまざまな事業を展開し、事務処理の効率化や経費の削減を図っております。しかし、近年少子高齢化等による人口減少や景気回復の地域差等により、地域の課題はより多様化、より高度化しております。地域の課題を解決するためには市町村の枠を超えた柔軟な発想や新たな連携協力が必要だと思います。

例えば公共施設等総合管理計画や立地適正化計画については、各市町村が個別に進めています。これらの計画に対して、国は平成の大合併を実施した自治体をベースに考えていると思っております。合併を実施した自治体は区域内に重複した公共施設を数多く有し、かつ分散しています。これらを統廃合もしくは都市機能誘導区域に誘導すれば、効果は非常に大きなものになります。

広域連合内の市町村は合併をしませんでした。諏訪市や岡谷市は人口5万人を、下諏訪町は2万人を切りました。茅野市、富士見町、原村も人口減少の傾向にあります。このような中、計画を個別の自治体でやっただとしても、労力の割には効果は少ないものと思われます。例えば公共施設等総合管理計画でも建築系の施設の共用や区域内統廃合など広域連合内の複数の自治体が協力して計画、実施したほうが効率的であり、実効性も向上します。諏訪広域連合は、このような市町村の枠を超えた新たな連携協力についてどのように考えているのか、まず第1の質問とします。以降の質問は質問回数の制限がなくなったことを踏まえて、自席で行います。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 小松孝一郎議員の御質問にお答えしてまいります。

議員のおっしゃるとおり各市町村が行う計画等の策定実施や課題解決について、6市町村全てがかかわるわけではなく一部の市町村のみにかかわるような場合、広域連合の枠組みを離れてかかわりが深い団体のみで協議、調整することはございます。実際に従来においても、一部の団体による連携は一部事務組合による場合も含め行われてきたところであります。そうした部分的な連携について、広域連合が

その事務、調整の受け皿になり得るかどうかということについては、これはケース・バイ・ケースであろうと思われます。直接的なかわり是一部の団体にしかないものの、間接的には6市町村全体にかかわりを持つような案件も想定されますので、そのような場合に広域連合の場での協議、調整が必要かどうかは、その都度正副連合長会議等で判断していくことになるかと思いますが。

議員の補足説明にあります公共施設等総合管理計画、立地適正化計画については、住民生活に密接にかかわる計画であり、最初から広域の場で議論することには、なかなか住民の理解が得られないのではないかと考えます。まずそれぞれの市町村で十分に協議し、そうした中からこれは広域的に考えたほうがよいという方向性が出てくれば、その段階で広域の俎上に上げていくという段階を踏むのが理解を受け入れやすい段取りだろうと考えます。なお、公共バスの相互乗り入れにつきましては、スワンバスの運行を初めとして関係市町村間の協議、調整の上で実施されているところです。

広域内の連携協力の進め方をどのように考えているかという御質問については、先ほど来申し上げていとおおり、既に関係団体間で必要に応じた適切な連携が図られているところでありますけれども、広域連合や一部事務組合、法人格を持った特別地方公共団体を設立して広域行政を行う場合、どうしても全構成市町村の同意や規約、議会等の制約を受け、迅速で機動的な対応ができないといった弊害が指摘されておりまして、そうしたことから国も連携中枢都市圏あるいは定住自立圏というようなものを利用した連携協力の活用といった柔軟な広域行政の推進にシフトしてきておりますので、当圏域においても同様、必要に応じて関係団体間で協議、調整していくことは不可欠と考えており、広域連合としてもそうした連携をバックアップしていきたいと考えております。

両角昌英議長 小松議員。

6番小松孝一郎議員 どうもありがとうございました。やはりそれぞれの問題、課題、プロジェクト等によってケース・バイ・ケースだと思います。先ほど連合長からのお話にもありましたように、広域連合の業務というのは基本は6市町村全体にかかわるものが基本だと考えております。しかし、ケース・バイ・ケースというお話があったように、地域、地域性、効果、利便性等を考えた場合に6市町村全体でなく、先ほど言われたように広域内の2ないし5の複数の自治体が連携協力したほうがより効果が出るものが多くあります。

諏訪地域においては複数の自治体での機能連携、機能協力が必要なんですが、現在やはり受け皿として不十分のように思われます。さらに実施する場合には先ほどお話のあったように、事前の計画策定は個別にやって、それ以降を調整するとかかなり煩雑な手続が必要のように思われます。

今後、国から示される方針、計画等についても同じような形での自治体の連携、協力が求められると思います。ちなみに地方創生総合戦略や公共施設等総合管理計画や立地適正化計画についても、近隣市町村との連携協力が国から示されている中に求められています。

ちょっと同じような質問になって恐縮なんですが、先ほどのお答えとちょっとタブるような形ですが、広域連合はこのような複数の市町村が協力して特定の計画やプロジェクトを検討するときに、事務・調整の枠になり得るのか、その辺の内容。

それから、通告として文書のほうでも出してありますが、特に連合規則の第4条に、広域にわたる重

要な課題で広域連合長が必要と認める事項の調査研究が、広域連合の処理事務として記載されています。
この辺を含めて広域連合が事務・調整の受け皿となり得るのかお聞かせください。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 先ほど申し上げたとおりケース・バイ・ケースでございまして、既に広域連合の正副連合長会議でさまざまな課題が話題になることがございます。議員御指摘のですね、規約第4条14号に掲げられている8項目、8番目は広域連合長が認める事項に関することということでございまして、可能性を否定するものではありません。ただし、今現在ですね、包括的になり得るのかかなり得ないのかという問いにイエス、ノーでお答えする性質の課題でもないと思えますので、ケース・バイ・ケースとお答えさせていただきたいと思います。

両角昌英議長 小松議員。

6番小松孝一郎議員 おっしゃるとおりにケース・バイ・ケースだと思います。ちょっと調査研究の中に本年度は御柱祭や先ほどの介護のほうで話の出た高齢者の実態調査をしています。過去には観光関連や「ズーラ」でしたっけ、そのような形もされています。そして平成13年には諏訪広域連合でまず6市町村合併に関する調査研究が実施されました。その結果をベースに以降、協議会に移行しました。そして協議会はそれぞれの事業、業務の検討の上、徐々に構成市町村が変化しました。成功はしませんでした。複数の市町村が協力して特定の計画やプロジェクトを検討、推進するときのよい事例になると思っています。

先ほど連合長のお話のありました、公共施設等総合管理計画についても、これは各市町村が計画を策定するものですので、まずそれぞれの市町村が計画を策定する。その計画の策定内容等についても国の指針に基づいてやっているんで、ベースが大体そろっていると思います。それらを持ち寄って計画の実施等になっていったときに、どのようにするのが一番いいのか。そのような形での検討等ができればいいと思うんですが、この辺に対する考え方。

それと、連合長はかつて地方創生総合戦略の策定のときに、各市町村に戦略を一緒にしないかという投げかけをしたという記憶もしています。このような形の進め方が可能であるかどうかお聞かせください。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 議員御指摘のとおりですね、この圏域はこうして広域連合を構成していたり、あるいは各種一部事務組合で連携協力をする場面というのはたくさん、複層的に場面がございます。包括的に6市町村が協力、連携することで、より有効な成果が得られる、そうした取り組みについては既にその計画等々にかかわらずですね、話し合い等をしながら、特に地方創生の交付金事業につきましては、既に複数事業を取り組んでおりますし、その取り組みは進めてまいりたいと思っております。

合併のことを御指摘でしたけれども、地方分権に関することという項目はですね、先ほどの今後の方針と施策にも新しい広域計画の中にも記述はされておまして、必要に応じて6市町村で話し合いという話題に取り上げるということはあろうかと思えます。

具体的な事業につきましては、法的な制約等々いろんな局面とかあろうかと思えますので、そうした

条件等々を勘案しながら進めてまいることになろうかと思います。

両角昌英議長 小松議員。

6番小松孝一郎議員 おっしゃるとおりだと思います。実際、広域連合の中において、現在6市町村で行われている各担当者会議というのがあります。その上に副市町村長会議ですか、その上に正副連合長会議という形のものがあります。平成28年度は各担当課長会議が7回、副市町村長会議が7回、それから正副連合長会議が10回開かれております。そのような形でせつかくこのような場があるので、その場を使って各市町村の課題を出し合い、検討する場や、それに基づく調査研究事業の拡大を要望しますが、その辺のお考えをお聞かせください。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 議員おっしゃったとおり、各市町村の長、各組織を挙げて取り組むべき課題というのを抽出しながら正副連合長会議に上がってまいります。合意をつくるということは丁寧な段階を踏むということも必要でございますので、あるいはまた正副連合長、首長同士、その忌憚のない情報交換というのは常に行っておりますので、そうした課題について必要があるものについては取り組んでまいることになろうかと思います。

両角昌英議長 小松議員。

6番小松孝一郎議員 どうもありがとうございました。やはり6市町村全体として時代が変わる中でよくなっていかなくちやいけないと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

何か以降の日程も大分詰まっているというお話も聞いていますので、これをもって私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

両角昌英議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は12時20分といたします。

休 憩 午後 0時16分

再 開 午後 0時19分

両角昌英議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第 2

議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 3

認定第 1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 4

認定第 2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

両角昌英議長 日程第2 議案第13号から日程第7 認定第5号までの6件を一括議題といたします。

この6件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

五味平一総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された3件の議案審査に当たり、10名の委員全員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、認定第1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査では、諏訪地区小児夜間急病センターにおける当番医の確保が困難とのことだが、延べ90名の登録医の高齢化の状況はとの質問に対し、詳細のわかる資料が整い次第、後日配布したいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、平成28年度職員数235名を一元化実施計画により平成31年4月をめどに229名にしていく計画だが、体制としては問題はないか。また、自損行為の救急件数と搬送数の差は何かとの質問に対し、本部職員は育休職員が本部づけになっていることや、通信指令体制を充実させるため、通信指令課に手厚く人員配置したため、現在は計画より多くなっている。今後さまざまな状況を考慮し検討していく。自損行為の件数と搬送人員との差については、明らかに死亡と判断した場合は搬送せず、医師や警察に引き継ぐためとの回答がありました。

また、各署の出動件数にばらつきがあるのか、不均衡の是正はとの質問に対し、諏訪市に近接する茅野消防署西部分署や岡谷市長地地区への出動がある下諏訪消防署は出動件数が増加し、諏訪消防署、岡谷消防署は若干減少しているが、職員配置等で対応しているため、不均衡はないとの回答がありました。

また、救急車1台の出動について、一旦出動し帰署するまで連続何回まで出動可能かとの質問に対し、帰署せず連続出動することもできるが、出血や嘔吐等、消毒が必要な場合は出動不可能と判断することがあるとの回答がありました。

また、はしご車の今後の対応はとの質問に対し、平成28年度に平成4年度購入の諏訪消防署のはしご車を廃車した。岡谷消防署のはしご車についても、平成9年度購入であるため、更新を検討していく

が、消防力の整備指針に基づき、諏訪地域では当面 1 台で対応可能との回答がありました。

また、職員の定期健診、ストレスチェックの結果について、職員の健康状態はどうかとの質問に対し、年 2 回の健康診断を行っており、健康状態に問題はないとの回答がありました。

また、各資格取得、研修はどのように行っているかとの質問に対し、各署に配備されている資機材を効果的に運用するため、本部において計画的に職員の資格取得、研修を行っているとの回答がありました。

また、他県への出動協力体制はとの質問に対し、隣接する山梨県と相互応援協定を結び、年一、二回出動しているとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第 5 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

質疑、討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

以上、報告を終わります。

両角昌英議長 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告願います。福祉環境委員長。

林元夫福祉環境委員長 それでは福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、当定例会において当委員会に付託された議案は 4 件でございました。

1 1 名の委員全員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第 13 号 平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について報告いたします。

質疑、討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、認定第 1 号 平成 28 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑、討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第 2 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設ハケ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、居宅生活訓練事業を受けて 1 名が地域復帰したとあるが、ほかにこの事業に参加した者はいたかという質問に対し、3 名が参加したとの回答がありました。

要介護認定を受けて、特養、老健等へ入所したことに伴う退所者はいるかという質問に対し、特養、老健等へ入所したことによる退所者はいなかったが、有料老人ホームへ入居となった者が 1 人いたとの回答がありました。

ハケ岳寮への入所を断る事例があるかとの質問に対し、セーフティーネットとしての役割もあるが、集団生活に適應できない方については、やむを得ず断る場合もあるとの回答がありました。

入所者の生活プログラムでの作業内容についての質問に対し、寒天の袋詰め、農作業の苗のポット入れ、バーコードのシール貼り作業があるとの回答がありました。

また、利用者の何人が作業を行っているかとの質問に対し、70人くらいが作業を行っているとの回答がありました。

入所者の栄養管理や栄養補助食への対応についての質問に対し、栄養士、看護師、介護職員が連携してマネジメントして対応しているとの回答がありました。

屋内の喫煙所を廃止して、現在屋外に喫煙場所を設けているが、もう少し環境のよい喫煙所に改修できないかとの質問に対し、雨風がしのげる喫煙場所が理想ではある。利用者の声や改修経費を考慮し検討していくが、直ちに改修する考えはないとの回答がありました。

入所者の小遣いの現状と入所者の満足度についての質問に対し、入所者には小遣い及び作業をした者には作業収益金を支給し、お菓子等の嗜好品を購入している。不満の声はなく、満足しているとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、介護保険料滞納と不納欠損の対応についての質問に対し、滞納については広域連合介護保険課と市町村担当課で対応しており、納付誓約などの時効の中断がなければ、2年間で消滅する。滞納者については、給付制限などのペナルティーを設けているとの回答がありました。

また、ペナルティーの期間はいつまでかとの質問に対し、ペナルティーの期間がずっと続くのではなく、おおむね欠損した滞納期間の半分の期間になるとの回答がありました。

施設整備についての進捗状況と今後の課題についての質問に対し、第6期計画において特養は170床で、現在52床が整備されており、有料老人ホーム等の特定施設については、計画は62床で、44床が整備されているとの回答がありました。

今後の課題はアンケート結果において特養の8割が人手不足であるため、国の処遇改善加算の継続と事業所での経営努力の両面が必要であるとの回答がありました。

特養入所に関する制度改正によって、どのような状況変化があったのかとの質問に対し、平成27年4月の改正前、待機者は827名おり、制度改正後、要介護1・2の待機者が240名減り、587名になった。要介護1・2の方においては、国の入所基準に該当する方は入所待機者として取り扱った。制度改正当時は申請者に対し丁寧に対応したため、大きな混乱はなかったとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

以上、報告を終わります。

両角昌英議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第13号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成28年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

両角昌英議長 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時39分

両角昌英議長 閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重な御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

今後とも諏訪圏域の一体的な発展のために、調和のとれた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、これから秋も深まってまいります時節になりました。議員各位を初め関係する皆様、御健勝にて一層御活躍されますよう御祈念を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

両角昌英議長 これにて、平成29年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時41分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 両 角 昌 英

2 番 金 井 敬 子

2 1 番 小 池 勇

議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議決月日	審 議 結 果
議案第 1 3 号	29. 9. 27	福祉環境委員会	29. 9. 28	原案可決
認定第 1 号	〃	各常任委員会	〃	原案認定
認定第 2 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
認定第 3 号	〃	〃	〃	〃
認定第 4 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認定第 5 号	〃	〃	〃	〃